

第四次 静岡県社会福祉協議会 活動推進計画

平成27年4月～平成32年3月



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

はじめに

わが国では、少子高齢化に伴う人口構造や雇用環境、家族や地域社会を取り巻く社会背景の変化により、家族機能の低下、雇用不安の増大、地域における人間関係の希薄化が進んでおり、社会的孤立や経済的困窮、虐待、ひきこもりなど多様で深刻な問題が増加し、あらゆる年代・世帯の人々の生活課題を受け止め、対応・支援する仕組みの構築が急務となっております。



そのため、地域住民が抱える生活課題を総合的に受け止め、地域住民をはじめ、行政、専門職、関係機関・団体が連携・協働して解決をめざす地域福祉の視点が不可欠であります。

このたび本会では、第三次活動推進計画（平成 22～26 年度）の成果や課題、そして静岡県の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、地域福祉を推進する種々の関係機関・団体とともに、今後の5年間で重点的に取り組む事項を明らかにした第四次活動推進計画を策定いたしました。

今後は、本計画をもとに、“共生・支え合い”による地域社会の実現をめざし、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを進めてまいります。

計画推進にあたっては、県民の皆様をはじめ、行政、民生委員・児童委員、社会福祉施設、関係機関・団体との連携と協働が不可欠であることから、今後ともより一層のご支援・ご協力賜りますようお願い致します。

最後に、計画策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました企画調査委員会の委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会 長 神 原 啓 文

目次

第1章 計画の基本方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の推進期間	1
3 計画の推進主体	1
4 計画の進行管理	1
第2章 静岡県における地域福祉の方向性	3
1 めざす福祉社会の姿	3
2 基本理念	4
3 基本目標	4
4 推進体系	5
第3章 推進戦略	6
基本目標1 地域福祉を支える人づくり	7
実施目標1 住民の意識と主体的な行動力を高めます	8
実施目標2 地域福祉活動の核となる人材を育成します	9
実施目標3 福祉サービスの担い手を確保・育成します	11
基本目標2 地域福祉を支える仕組みづくり	15
実施目標1 住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します	15
実施目標2 支援を必要とする住民の地域生活を支援します	19
基本目標3 地域福祉を支える基盤づくり	21
実施目標1 市町社協を支援します	21
実施目標2 社会福祉事業者等を支援します	23
実施目標3 県社協の基盤強化を図ります	25
第4章 重点プロジェクト事業	27
プロジェクト1 「ストップ!子どもの貧困」ネットワークプロジェクト	28
プロジェクト2 権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト	29
資料編	
○静岡県の人口構造の変化と県民の意識	30
○静岡県社協が目指す方向性と機能	35
○策定経過	36
○企画調査委員会委員名簿	37
○第四次活動推進計画策定会議名簿	38
○用語説明	39
(注)計画文中に(*)の付した用語については、巻末に解説を入れています。	

第1章 計画の基本方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、静岡県地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえながら、本会が地域福祉推進の多彩な主体と共に、今後、5年間で重点的に取り組む推進事項を明らかにするものです。

- (1) 市町社会福祉協議会をはじめ、福祉・保健・医療等幅広い関係機関・団体と連携・協働して本県の地域福祉を推進するための指針を明確化
- (2) 静岡県社会福祉協議会の果たすべき役割・目標・重点事業等を明確化
- (3) 地域福祉の推進主体としての静岡県社会福祉協議会の経営基盤強化方策を明確化

(注) 社会福祉協議会(*)…以下「社協」

2 計画の推進期間

平成27年(2015年)4月から平成32年(2020年)3月までの5か年とします。

3 計画の推進主体

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「県社協」)

(静岡県、市町社協をはじめ、関係機関・団体と連携・協働のもと推進します。)

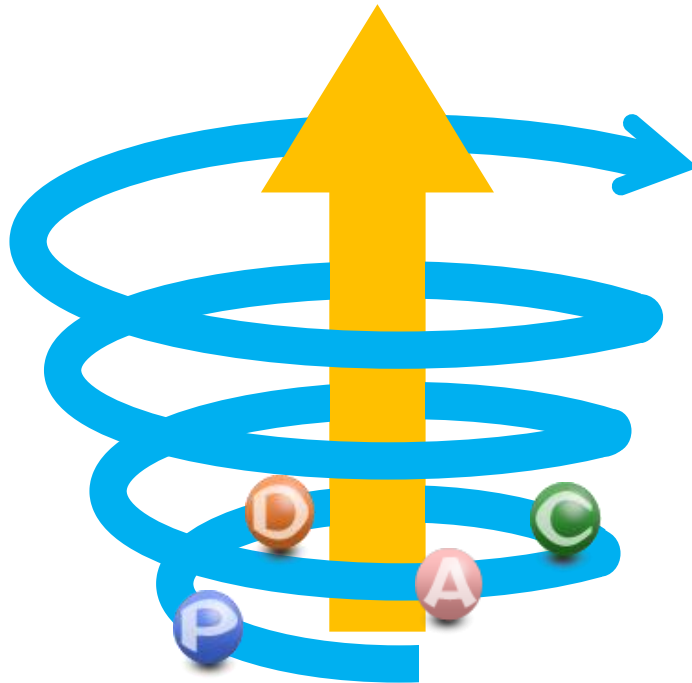
4 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、毎年度、目標達成度や事業の進捗状況・成果などを、企画調査委員会の助言を得ながら具体的に評価・分析し、計画の進行管理を行います。

また、計画の3年次にあたる平成29年度(2017年度)に事業の進捗状況・成果や社会情勢等を踏まえ、全体的な見直しを行います。

めざす福祉社会の姿

“共生・支え合い”による地域社会の実現



めざす福祉社会の実現に向け、
具体的な計画の作成 (Plan) → 事業の実施 (Do)、事後評価 (Check)
→ 改善 (Action) のPDCA サイクルにもとづき、スパイラルアップ
(段階的かつ継続的な発展) を図っていきます。

- ・ 不具合があれば応急処置
- ・ 常に良い結果が得られるよう
再発防止策を実施する

改善

- ・ 事業の目標を決める
- ・ 目標を達成する方法を
6W3Hで決める

計画

評価

- ・ 事業の結果を確認・反省
する

実施

- ・ 6W3Hの計画を徹底
・ 仕事を行う

第2章 静岡県における地域福祉の方向性

1 めざす福祉社会の姿

“共生・支え合い” による地域社会の実現

住民一人ひとりが自分らしく豊かに生きたいという共通の願いの上に立って、自らの人生を自らの努力で主体的に切り開いていく自立と自助の営みを掘り起こし、支援することと同時に、そこから発する他者へのやさしさと思いやりの心を育み、

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から守り、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う

「共に生き、支え合う社会」

下線：ソーシャル・インクルージョンの考え方
(社会的包摂)

2 基本理念

「“共生・支え合い”による地域社会の実現」をめざし、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進します

「“共生・支え合い”による地域社会の実現」をめざし、個人の尊厳の保持を旨とした福祉サービスの質の向上を図るとともに、住民一人ひとりの自己実現に向けた自助努力と、「他人を思いやり、お互いを助け合おうとする精神」を基礎とする「住民主体」を原則に、行政や多彩な主体と協力して、福祉のまちづくりを推進します。

3 基本目標

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

地域福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする心です。本会は、住民の意識と主体的な行動力を高めていくとともに、人と人をつなぎ・支える「地域福祉を支える人づくり」を推進します。

基本目標2 地域福祉を支える仕組みづくり

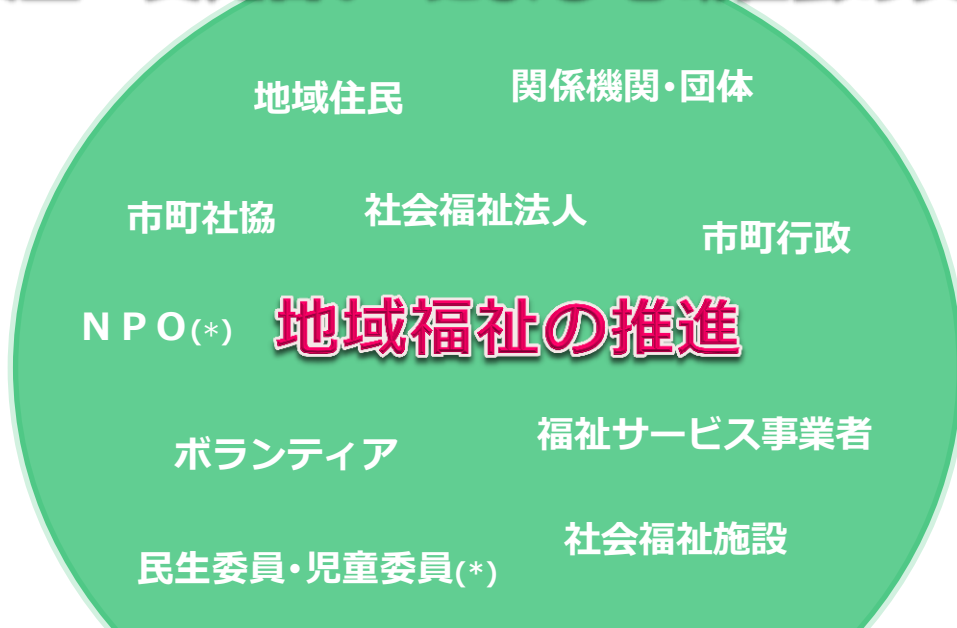
地域福祉は、住民を主体に行政や多彩な主体が役割分担し、協働していくことが重要です。本会は、自助、共助、公助があいまって、地域に根ざして協働する「地域福祉を支える仕組みづくり」を推進します。

基本目標3 地域福祉を支える基盤づくり

地域福祉は、住民を主体に行政や多彩な主体がつながり、その力を結集していくことが重要です。本会は、県域の地域福祉推進の中核として、「地域福祉を支える基盤づくり」を推進します。

4 推進体系

めざすべき福祉社会 『共生・支え合い』による地域社会の実現」



県社協の役割

福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりの推進

県社協の機能

- 広域機能
- 行政等の補完機能
- 専門機能
- 政策提言・連絡調整機能
- 情報提供機能

基本目標 1

地域福祉を支える
人づくり

- 1 住民の意識と主体的な行動力を高めます
- 2 地域福祉活動の核となる人材を育成します
- 3 福祉サービスの担い手を確保・育成します

基本目標 2

地域福祉を支える
仕組みづくり

- 1 住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します
- 2 支援を必要とする住民の地域生活を支援します

基本目標 3

地域福祉を支える
基盤づくり

- 1 市町社協を支援します
- 2 社会福祉事業者を支援します
- 3 県社協の基盤強化を図ります

第3章 推進戦略

推進戦略は、3つの基本目標を具現化するために設けた実施目標ごとに作成しています。

地域福祉を推進する多彩な主体が同じ方向性のもとに、役割分担を明確にした上で、県社協の果たすべき役割や今後の推進方策を記載しています。

「わかりやすく、見えやすい」内容とするため、図を活用しています。

実施目標 1 住民の意識と主体的な行動力を高めます

現況と課題

- 人は時に「支え・支えられる関係である」という東日本大震災の教訓をもとに、「地域のために何かしたい」という静岡県民の持つ潜在的なつながりや行動力を掘り起こしていく取組が一層求められています。
- 東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと前より思うようになった割合 77.5%(H24 内閣府調査)
- ボランティア活動に関心のある割合 65.3%に対し、活動経験がある割合は 47.5%にとどまっています。(H23 県社協調査)
- 一方で、ホームレスやひきこもり(*)、自死や虐待、孤立死やゴミ屋敷などの様々な生活困窮に関する社会的課題が顕在化し、経済的困窮の側面だけでなく「社会的排除」や「社会的孤立」といった社会関係の困窮も大きな課題となっています。

今後の方向性(めざす姿)

- 誰もが、心身の障がいや年齢、性別、社会的身分・門地・国籍等に関わりなく、お互いの個性や文化的違いを認め合い、共に支え合うことの重要性を理解している。
- 次代を担う子ども達が、学校や家庭、地域におけるボランティア体験や地域福祉教育などを通じて、地域福祉への関心や思いやりの心が育まれている。
- 地域住民が、近所で生活上の支援を必要としている個人や家族を知っており、見守りや声掛けなどを日常的に行っている。
- 住民が生きがいを持って、地域活動やボランティア活動に参加することを通じて、自己実現を図っている。

地域住民・地域福祉推進基礎組織(*地区社協等)・市町行政・市町社協等

- 地域社会で支援を求めている者に住民が気付き、住民相互で支援活動を行う等、地域住民のつながりを再構築
- 市町行政・市町社協は、地域の生活課題を住民へ投げかけ、共に考える場の仕掛け、住民の地域福祉活動への参加機運の醸成

県社協の役割

- 全県的な福祉啓発活動の推進
- 広域的な見地から地域福祉教育及びボランティア活動の推進

第3次計画の取組と課題

- 平成 22 年度に県民運動を抜本的に見直し(県民福祉の日(*))を中心に集中的な事業展開
⇒ 県内市町と一体となった運動展開
平成 22 年度から、新たに児童福祉週間や老人週間などの機会にシンポジウム等を開催
- 平成 22 年度に地域福祉教育推進委員会を立ち上げ、「静岡県の地域福祉教育推進に係る基本指針」を提示(H23) ⇒ 今後も基本指針の具現化に向けた市町社協への支援が一層必要
- 平成 24 年度に、全国では例のない ICF (*国際生活機能分類)の視点による「福祉教育副読本」を作成 ⇒ 活用の促進(活用プログラムの開発)
- 平成 26 年度に「社協ボランティアセンターあり方検討会」において「地域に拓かれた社協ボランティアセンターづくりに向けた提案」を提示 ⇒ 提案の具現化に向けた市町社協への支援

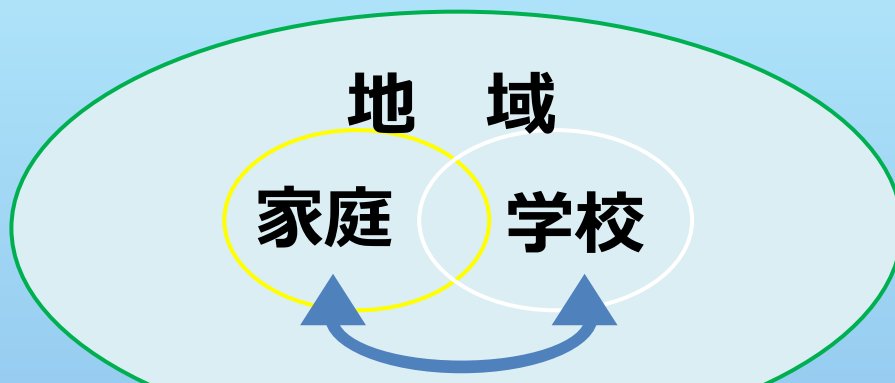
推進方策

市町社協等関係機関・団体と連携協働のもと、全県的な福祉啓発活動を実施するとともに、社会的排除、孤立に向き合い、社会的包摂に向けた福祉教育を推進し、住民の主体的な行動力の向上（ボランティア活動等の促進）を図ります。

社会的包摂の地域社会

地域に生活するすべての人が、お互いにその存在を認め合い、支え合いながら「みんながしあわせ」と感じられる地域社会

(出典：静岡県の地域福祉教育推進に係る基本指針)



地域づくりを担う主体としての成長への支援

地域住民・地域福祉推進基礎組織（*地区社協等）・市町行政・市町社協

- 1 地域福祉教育の推進（静岡県の地域福祉教育推進に係る基本指針）
 - (1) 家庭における福祉教育の推進
 - (2) 学校における福祉教育の推進
 - (3) 地域における福祉教育の推進
- 2 ボランティア活動の推進（地域に拓かれた社協ボランティアセンターづくりに向けた提案）
 - (1) 相談機能の強化
 - (2) 広報の充実
 - (3) 「学びの場」づくり
 - (4) 協働・連携の深化
 - (5) 協働・連携による新たなつながりづくり
 - (6) ボランティアセンター環境の充実

静岡県社協（県や広域の関係団体と協働）

- 1 全県的な啓発活動の推進（ふじのくに健康福祉キャンペーン、社会福祉に係る月・週間）
⇒ 平成29年度までに県内市町及び関係団体が一体となったプログラムを開発・実施
地域住民の地域活動への参加割合の向上（平成23年度県社協調査：地域活動への参加率73.1%）
- 2 地域福祉教育の推進（静岡県の地域福祉教育推進に係る基本指針）
 - (1) 学校・家庭・地域における『福祉教育副読本』を活用したプログラム及び事例の開発・改訂
⇒ 『福祉教育副読本』の全市町での活用
 - (2) 県域のネットワーク形成、連絡調整、協議の場づくり
（当事者講師連絡会、教育委員会などの関係機関が一体となった推進委員会及びセミナー等の開催）
- 3 ボランティア活動の推進（地域に拓かれた社協ボランティアセンターづくりに向けた提案）
 - (1) 市町ボランティアセンターの運営支援(グループスーパービジョン(*)、先進事例の収集・提供)
⇒ 5年間で100件の先進事例を収集・紹介
 - (2) 市民活動(NPO、ボランティアグループ)への支援(基金による活動助成)
⇒ NPO・ボランティアグループへの助成件数：5年間で300件
- 4 企業の社会貢献活動の促進
（社会貢献に取り組む企業の発掘及び市町社協とつながる場の調整・実施）

実施目標 2 地域福祉活動の核となる人材を育成します

現況と課題

- 住民による地域福祉活動が安定し、継続的であるためには、活動の核となる人材が必要です。
- また、住民と専門職等関係者とのネットワークづくりや、地域の福祉課題を解決するための新たな資源開発を、住民や関係者と協働して進める人材が必要です。
- 生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化するケースが散見される中で、社会的自立に向けて努力する方の心が折れないように、寄り添いながら支援する人材が必要です。

今後の方向性(めざす姿)

- 地域活動やボランティア活動に「周りの人たちを引っ張ってくれる中心的な人」がいる。
- 民生委員・児童委員が市町行政等と必要な情報を共有し、地域住民や関係機関と協力しながら、地域住民の生活課題に応じて、適切な相談・支援を行っている。
- 住民の地域福祉活動がうまく進むよう、住民間や住民と様々な関係者とのネットワークづくり、地域の福祉課題を解決するためのコーディネーターが身近にいる。
- 社協職員の顔が地域に見えており、頼りにされている。

市町行政・社協

- 地域福祉活動の核となる人材の発掘と育成及びネットワークの構築
- 民生委員・児童委員活動が地域福祉の中核として、その力を発揮できるよう活動環境の整備（委員活動の積極的な広報啓発、委員活動の意義や“やりがい”を共有できる、きめ細かな研修の充実）

県社協の役割

市町社協等と協働による地域福祉活動の核となる人材育成及び活動しやすい環境づくり

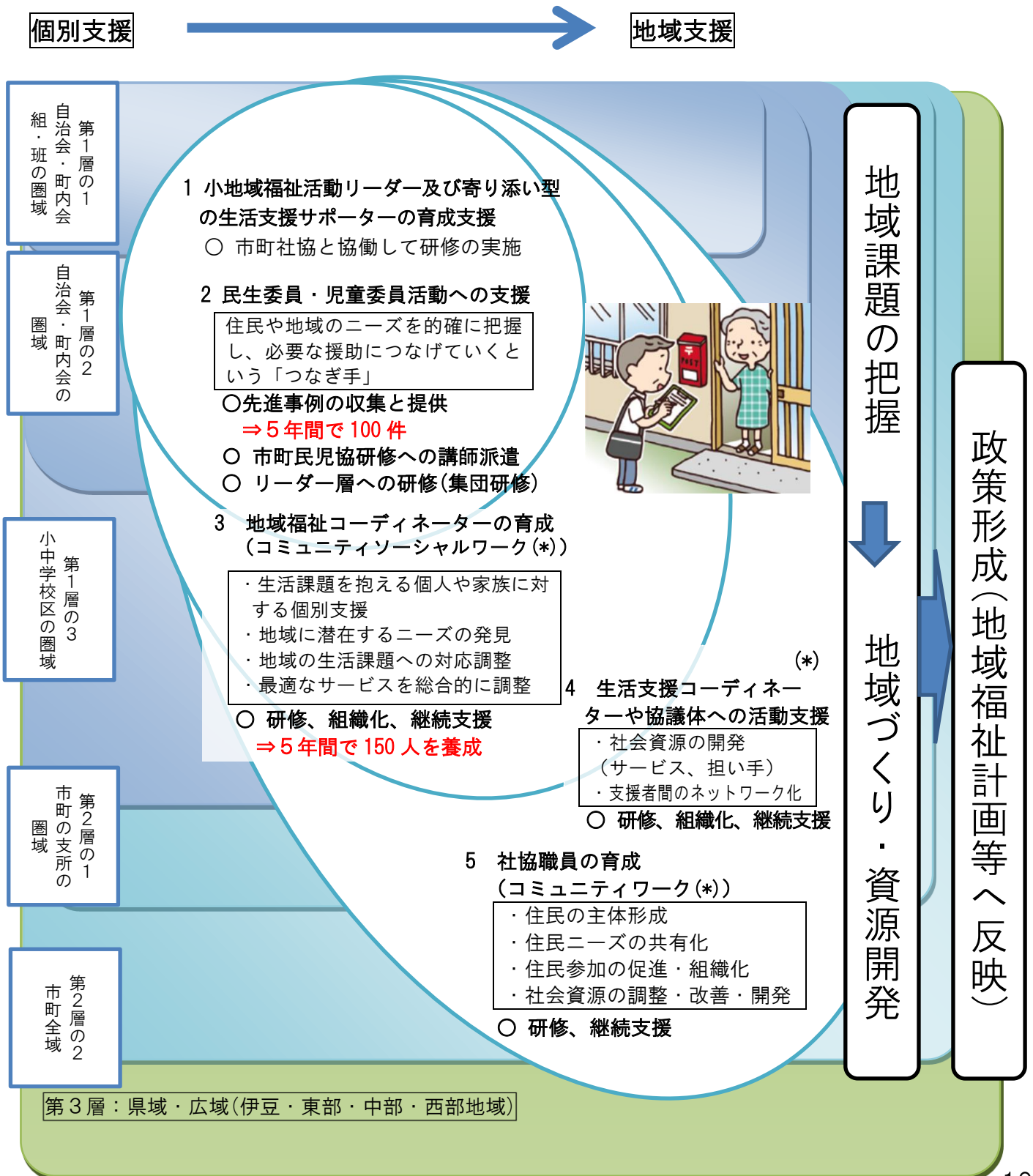
第3次計画の取組と課題

- 平成 23 年度に市町社協が主体的に小地域福祉活動リーダー(*)養成を行うことができるよう「養成プログラム」を開発
⇒ 市町社協が養成プログラムの講師として担うことができるよう支援
- 民生委員・児童委員活動に係る先進事例の収集・提供及びリーダー層の研修の実施
- 地域福祉コーディネーター(*)の養成(H20~H25:188人)
⇒ 修了者へのフォローアップ、事例の蓄積
- 平成 25 年度に「市町社協における職員研修のあり方(研修体系)」を提案
⇒ 県社協研修の充実及び講師派遣等の支援

推進方策

「住民主体の支え合い活動」の活性化を図るため、地域の多彩な主体のやる気を引き出し紡ぐ「情熱」のある人材を、市町社協等と協働して育成するとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。

【地域福祉活動の核となる人材の活動範囲と県社協の支援】



実施目標3 福祉サービスの担い手を確保・育成します

現況と課題

- 更なる少子高齢化が進む中で、福祉業界は「新たな成長産業」として期待される一方、他業種の採用活動が順調に推移していることなどから、福祉・介護の人材確保は厳しい状態が続いています。
- 生徒(中学・高校生)の福祉の仕事に対する意識は、精神的または身体的に「つらそう」という印象が約50%を占めており、マイナスイメージが根強く残っています。
(H25年度 福祉のお仕事魅力発見セミナーアンケート結果)
- 県内の高齢者福祉・介護に関する事業所における離職率の平均は16.1%であり、10%未満の事業所が46.1%と半数近くである一方、30%以上と高い離職率の事業所が16.2%あります。
(H26.3 県社協「福祉・介護人材実態調査」)

今後の方向性 (めざす姿)

市町社協、 小学校・中学校・高等学校

福祉教育や福祉のお仕事魅力発見セミナーを通じての福祉や福祉の仕事についての理解促進と、相互連携の更なる強化

- 次世代を担う若者が魅力を感じることができる福祉の仕事のイメージが醸成されている。
- 長期にわたって就労できる人材育成・職場環境の仕組みが整備されている。
- 求人・求職者双方が納得するマッチングにより円滑に人材が確保されている。

養成施設

(大学・短大・専門学校等)

福祉を学びたいという学生の増加に向けた魅力の発信及び学生が福祉の職場に就職し、かつ定着することを目指したより質の高い教育及び就職支援の実施

社会福祉法人・施設・事業所

○ J T (職務を通じての研修) や O F F - J T (職務を離れての研修)、S D S (自己啓発支援) など、研修の実施・受講のための職場環境づくり及び人事・労務環境の整備

県社協の 役割

- 福祉サービスの担い手の確保
- 福祉の仕事の正しい理解の拡大
- 質の高い人材の育成支援
- 職場環境の改善支援

第3次計画の取組と課題

- 取組
- リーフレットやイメージアップ冊子の作成、T V C Mスポット放送等による広報活動
 - 求人・求職者間の面談等の機会提供を行うための合同就職相談会の開催
 - 中学・高校生に福祉職の魅力伝えるセミナー等の実施
 - 小規模事業所間の連携と職員定着のための合同入職式の開催
 - 人材育成のための階層別・テーマ別の研修事業の実施

- 課題
- 社会福祉人材センター(*)の認知度向上に係る取組の強化
 - マイナスイメージを払しょくするため、子どもたちやその保護者、教員などに対する継続したアプローチ
 - 種別協や関係団体に対して、連携・協働に向けた積極的な働きかけ
 - より効果的・魅力的な研修の実施、各事業所内における研修成果の波及

推進方策

福祉・介護職場の魅力ややりがいの発信と、きめ細やかな就労支援により、より多くの人材を確保するとともに、人材の育成と職場定着率向上を支援します。

～多様な人材を福祉・介護職場へ～

小・中・高等学校

進路指導教員
(教育委員会)
生徒 保護者

多くの学生を
養成施設へ



介護福祉士、保育士、
看護師等の専門職

離職者、未就労者

他業種の離職者等



福祉・介護未経験者

主婦、退職者、高齢者等



就労の
きっかけづくり

希望する就職先の
開拓・紹介

- 教職員向け説明
- 魅力発見セミナー

市町社協

メディア・
イベント等
の活用

- 福祉・介護人材のマッチング支援
- 福祉の職場体験
- 就職・進学フェア
- 就職支援セミナー
- ひきこもり等の社会的課題のある方の受入事業所を開拓

(就職人数 年間1,000人
全国3位以内)

連携
協働

- 福祉・介護職場の魅力ややりがい、楽しさを発信
- 福祉の仕事への正しい理解の拡大

県社会福祉人材センター

保育士・保育所支援センター(*)

県社会福祉人材センター運営委員会

- 効果的かつ円滑な運営のための意見聴取



(*) ふくしんぼうし

養成施設
(大学・専門学校等)

入学・就職に
向けた連携

- 福祉の仕事ガイダンス
- 就職支援セミナー

研修等を通じて、人材育成と
職場定着を支援
離職者に人材センターを周知

- 専門性の向上、社会的評価を高める研修実施
(毎年度、平均研修満足度 95%以上)
- 施設等における職場内研修を支援
- 施設等経営者の意識改革(職場環境の整備、教育訓練体制の構築等)のためのセミナー開催
- 事業所や従事者からの人事労務等に関する相談への対応(必要に応じて専門アドバイザーの派遣)
- 人材確保や定着にかかる取組事例を収集・周知
(5年間で30事例)

施設・事業所

福祉・介護職場へ就職

ハローワーク

連携・協働

社会福祉施設種別協議会
職能団体

県社会福祉人材センターでは、ライフステージに応じた一貫した支援を行っていきます

～Aさんの場合～

12歳 中学校へ入学

福祉のお仕事魅力発見
セミナーで福祉の仕事を
知る



15歳 高等学校へ入学

福祉のしごと学び体験ツアー
に参加して初めて現場にふれる
夏休みを活用して福祉の職場
体験をする



その後、高校進路担当教員や保
護者と相談し、介護の道を選択

18歳 福祉系大学へ入学

大学キャリア支援の一環で
福祉の仕事ガイダンスを受講
人材センターに求職登録し、
就職フェアに参加



複数の施設で見学や職場体験をし、就職先が
決まる
就職前の3月に合同入職式に出席

22歳 就職

職場内研修や人材センター等の
外部研修を受講し、キャリアを積む
同じ研修を受講している他施設の
職員と交流が深まり、支え合える仲間
が職場外にもできる



32歳 介護支援専門員資格取得

ケアマネジメント業務に従事
徐々に現場から離れ、管理業務が
主となる

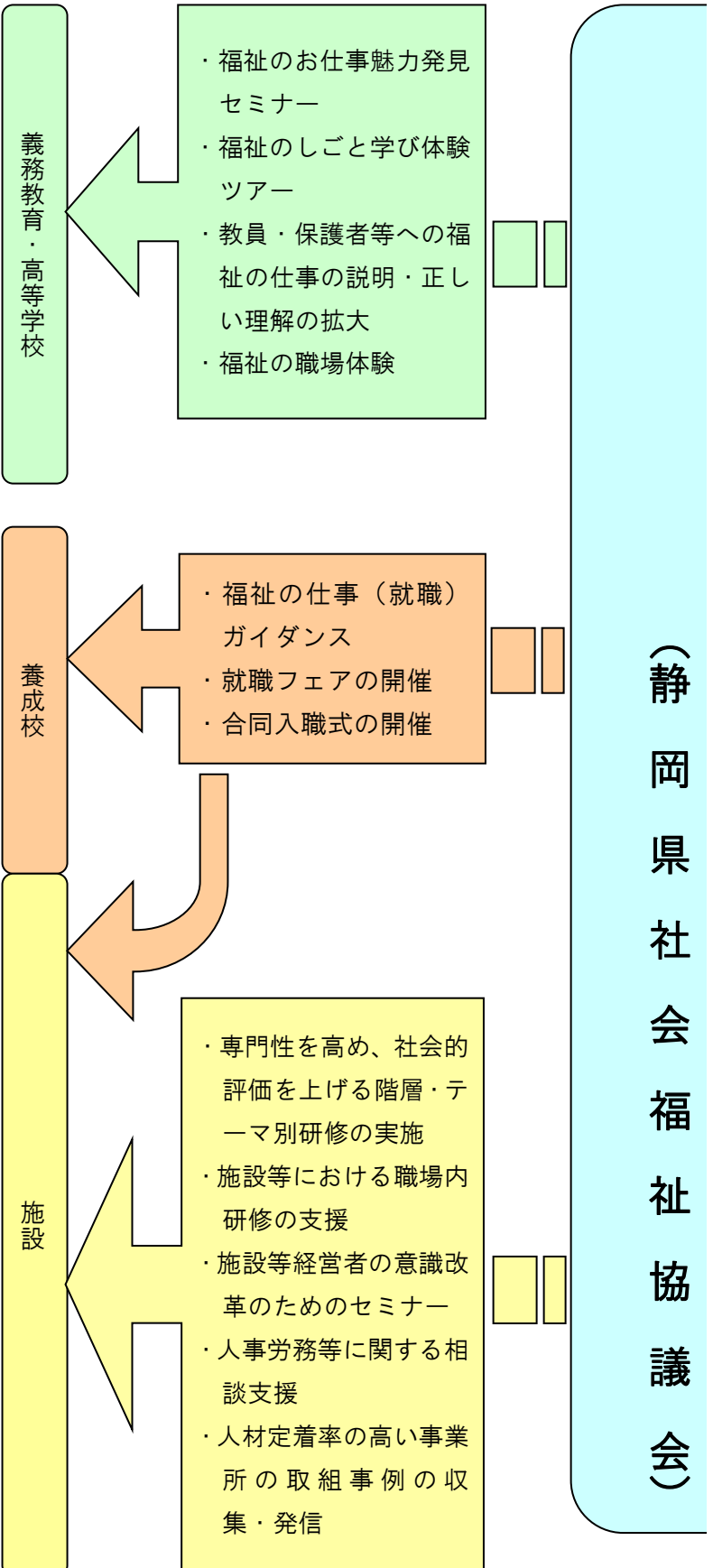


48歳 施設長に就任

経営者として職場環境の整備や
教育訓練体制の構築に取り組む
次世代の福祉・介護職員養成への
サポートとして、福祉のお仕事魅力
発見セミナーの講師としても活躍



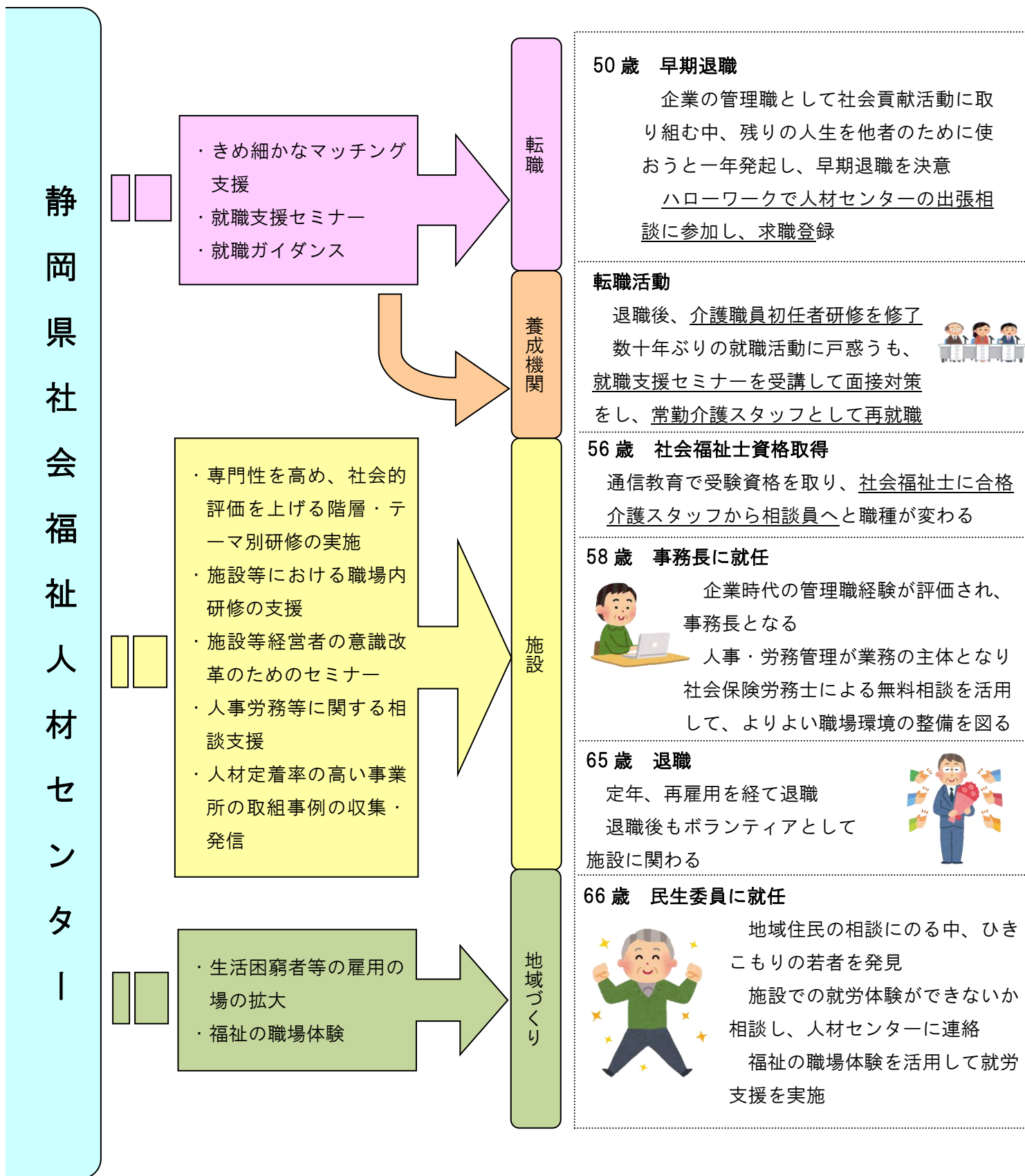
＜県社会福祉人材センターの支援策＞



※ライフステージに応じた支援策を例示したものであり、キャリア形成のモデルを示したものではありません。

<県社会福祉人材センターの支援策>

～Bさんの場合～



実施目標 1 住民主体による地域福祉活動・生活支援を推進します

現況と課題

- 少子高齢化の進行や働き方の多様化などの生活様式の変化に伴い、地域社会や家庭の様相が大きく変容する中、社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化しています。
- 生活課題の対応に当たっては、公的なサービスだけでなく、支え合いの理念に基づく住民の活動によって社会関係の維持・回復を図る取組や互いに支え合う地域づくりが不可欠です。
- 地域では、「見守り・支援を受けることを拒否される場合がある」、「担い手となってくれる人が不足している、見つからない」、「個人情報保護により、住民・ボランティア間の情報共有が難しい」などの課題があります。
- 改正介護保険制度により、専門職を中心とするシステムから地域福祉の考え方や方法を取り入れた地域包括ケアシステム(*)へと変化しつつあります。

地域住民

要支援者と社会とのつながりを再構築
(地域において、最も身近な支援者として、ニーズの発見、見守り・支え合い活動)

地域福祉推進基礎組織(*地区社協等)

- 地域の住民同士、異世代間、とりわけ地域社会から疎外されがちな人との「出会いの場」づくり
- 住民の気づきを促し、「共に考える場」づくり
- ともに福祉活動を進める「協働の場」づくり(小地域ネットワーク活動*)

今後の方向性
(めざす姿)

- 制度では対応しきれない生活課題に対し、住民が自らの問題であると認識し、住民間で共有し解決に向かう仕組みがある。
- 支援を必要としている人も含め、誰もが互いに支え合いながら、自らの特性・能力や希望に応じて、様々な形で積極的に社会参加・貢献することができる。

民生委員・児童委員

「自分で自分を助けられない人」を発見し、見守り、適切な時期に必要な手立てにつなげる
(地域福祉推進の要)

社会福祉法人

地域における様々なニーズに幅広く対応(開拓性・先駆性・創造性を発揮し、社会福祉事業だけでなく、制度の狭間にある課題に対し柔軟な支援を行う)

市町行政・社協

- 地域の生活課題を住民へ投げかけ、共に考える場のしかけ
- 住民の地域福祉活動への参加機運の醸成
- 重層的な圏域の設定、活動の拠点や活動資金の確保
- 活動の核となる人材の確保
- 課題意識を持った住民の組織化
- 他組織・団体と地域の生活課題の共有化

第3次計画の取組と課題

- 地域特性の異なる3地域をモデル指定し「“地域の福祉力”推進モデル事業」を実施
(主な成果)
 - ・ 地域福祉推進に係る住民の組織化
 - ・ 住民、関係者による重層的な見守り活動の実施
 - ・ 福祉事業者と協働による総合相談・経済的支援の仕組みの創設
⇒**県社協として継続的な関わりが必要**
- 居場所(*)づくりの段階的な推進
 - ・ 県内の取組状況等の調査(H22 県内調査、H23 効果に係る調査)
 - ・ 居場所づくりの啓発、県内外の取組・実践等の共有化(シンポジウムの開催 H23・24)
 - ・ 居場所の担い手(運営者・協力者)の養成(実践者養成研修の実施 H24～)
 - ・ 居場所の立上支援(専門家派遣、プレゼンテーション事業)
 - ・ 居場所の実践者や立上希望者等の連携促進(実践者交流会の実施)
⇒**歩いていける範囲に気軽に集える場所を設置することが必要**
- サロン運営者の支援(運営課題・課題解決に向けた取組等の共有化)
- 地域包括ケアシステムに係る専門職連携の強化(地域包括ケアに関する提言 H23)
- 県内外の先進事例の収集・提供及び各種基金の有効活用(戦略的重点化)⇒子育て支援等
 - ・ 「静岡県における地域福祉活動の事例集(H23)」、「見守り活動(社会的孤立防止)に関する事例集(H24)」の作成
- 災害時対応を通じた地域づくり
 - ・ 災害時支援活動あり方検討会の設置(H23～)
 - ・ 関係者と協働によるシンポジウムの開催(H23～)
 - ・ 災害時の地域再生に係る社協の決意表明(H24)
 - ・ 県災害ボランティア支援センターに関する県知事への提言(H24)⇒県地域防災計画に反映
 - ・ 日本青年会議所静岡ブロックと「災害時における協力に関する協定」の締結(H25)
 - ・ 災害における社協アクションプランの作成(H26)
 - ①災害ボランティア体制の整備、②生活支援業務の強化(生活相談員の養成等)、③社協機能・地域福祉の再生・創出
 - ・ (株)ニッポンレンタカー東海と災害時における自動車の提供に関する協定締結(H26)
 - ・ 福祉避難所(*)の設置促進(H25 研修を県から受託)
 - ・ 災害福祉広域支援ネットワーク(専門職派遣)⇒**システムの構築が必要**

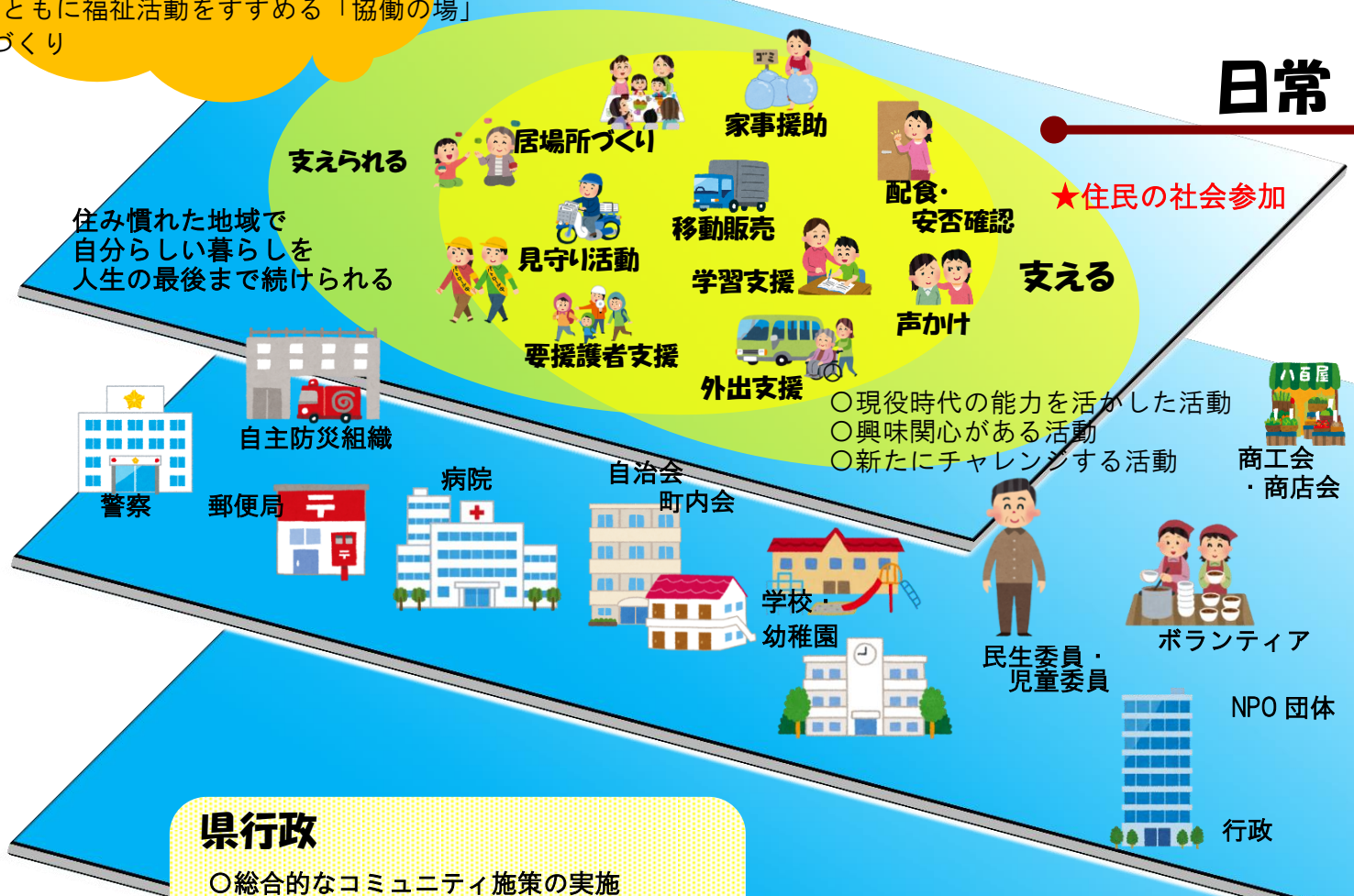
推進

地域の生活課題に対し、市町社協をはじめ、地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕

地域福祉推進基礎組織(*地区社協等)

- 地域の住民同士、異世代間、とりわけ地域社会から疎外されがちな人との「出会いの場」づくり
- 住民の気づきを促し、「共に考える場」づくり
- とともに福祉活動をすすめる「協働の場」づくり

日常



県行政

- 総合的なコミュニティ施策の実施
- 公的な福祉サービスの提供と地域福祉活動の基盤整備（地域福祉計画の策定）
- 市町間で格差が生じないよう支援・調整

県

- 1 居場所づくりの推進（担い手養成、立上支援、利用促進、空き家等資源の開発）
⇒ 5年間で各中学校区に1か所(県内250地区)の設置
- 2 生活支援サービスの活性化（担い手養成、立上支援、県域における関係者の組織化）
⇒ 県内外の実践事例：5年間で100件を収集・紹介
- 3 小地域福祉活動の活性化（モデル事業の実施、先進事例の収集・提供）
⇒ 県内外の地域福祉の実践事例：5年間で100件を収集・紹介
- 4 子育て支援団体間の連携・協働の促進(地域交流会の開催)
- 5 子どもの貧困対策の推進（重点プロジェクト）
⇒ 運営協議会(仮称)の設置、モデル事業の直接実施
- 6 民生委員・児童委員活動への支援（基本目標1-実施目標2）
- 7 多文化共生(*)の推進（多文化ソーシャルワーカー(*)の育成、意識啓発活動の推進）

方 策

域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体など
組みづくりに取り組みます。

生活圏域

地域福祉を推進するために必要な条件と整備方策

- 住民主体を確保する条件があること
- 地域の生活課題発見のための方策があること
- 適切な圏域を単位としていること
- 地域福祉を推進するための環境
(情報の共有、活動の拠点、地域福祉のコーディネーター、活動資金)
- 核となる人材

市町社協

- 地域の生活課題の把握、住民とともに考える場のしかけ
- 住民の地域福祉活動への参加機運の醸成
- 活動の核となる人材の確保
- 課題意識を持った住民の組織化
- 地域コミュニティ等の組織や NPO 団体との生活課題の共有化

市町行政

- 総合的なコミュニティ施策の実施
- 公的な福祉サービスの提供と地域福祉活動の基盤整備 (*地域福祉計画の策定)



社会福祉法人
(社会福祉事業所)



- 重層的な圏域設定
- 活動の拠点づくり
- 活動資金の確保
- 核となる人材づくり

市 町 域

- 広域的・専門的な課題に対応
- 市町間の連携
- 県内外の先進事例の収集・提供による普及促進
- 地域福祉に関する情報の発信

県 域

社 協

- 障がいの種別を越えた関係機関・団体の連携・協働の促進
⇒推進協議会(仮称)の設置
 - 地域福祉の担い手の育成 (基本目標 1 -実施目標 2)
 - 災害時要援護者支援体制の強化
 - 災害における社会福祉協議会アクションプランの推進
 - 災害ボランティア体制の整備、②生活支援業務の強化
(生活相談員の養成等)、③社協機能・地域福祉の再生・創出
 - 県災害ボランティア本部・情報センター(*)の機能強化
 - 災害時福祉広域支援ネットワークの構築
- ⇒福祉専門職派遣チーム(福祉版 DMAT)の組織化
(福祉)避難所、在宅への福祉専門職チーム派遣の仕組みづくり

実施目標 2 支援を必要とする住民の地域生活を支えます

現況と課題

- 経済的な課題と社会的孤立は密接に関係し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある人が増加し、必要な支援に繋がれない人々が地域で潜在化しています。
- 家族機能や既存の地域組織が縮小し、親族や地域の繋がりが希薄化する中で、公的なサービスだけでは解消できない複合的な課題を抱える世帯が増加しています。（平成 26 年度県社協調査において、権利擁護(*)を必要とする人は少なくとも 22,000 人いることがわかりました）
- 介護保険制度をはじめ、公的福祉サービスが整備され、多くのサービス提供を担う専門職が誕生しましたが、事業者や専門職間の継続的な連携を図る仕組みが十分ではありません。

今後の方向性(めざす姿)

- 生活課題を抱えて生活する世帯に近隣住民が気付き、必要に応じた支援や相談支援機関につなげることができる。
- 個別支援を通じて把握した地域の生活課題ニーズに対して、地域づくりの主力として住民が主体的に取り組むことができる。
- 生活課題に取り組む組織・団体が、それぞれの特色を活かした連携・協働した取り組みが展開できる。
- 社協の持つ日常生活自立支援事業(*)や生活福祉資金貸付事業(*)等の既存事業と、行政施策としての生活困窮者自立支援制度(*)や権利擁護体制等との相乗的かつ効果的な取り組みを行うことができる。

県社協の役割

市町社協・福祉事業者等が、制度を有機的に連携させ、地域に密着した支援活動を行うことができるよう環境整備の推進

第3次計画の取組と課題

○ 生活困窮者自立支援の仕組みづくり

- ・平成 27 年度から始まる生活困窮者自立支援制度(*)では、市町社協の参画(事業受託)が期待
- ・生活困窮者により抱える課題が異なり、かつ、複雑で多岐にわたるため、既存サービスの活用や必要なサービス開発に向けた横断的なつながりが必要
- ・生活福祉資金借受者に対し、貸付・償還相談にとどまらない就労支援等を含めた総合的な支援を行うことが必要

○ 権利擁護体制の構築の推進

- ・平成 24 年度に日常生活自立支援事業(*)において全市町社協を基幹型化
⇒ 当該事業にとどまらない地域福祉と権利擁護の視点を持った支援体制の整備
- ・権利擁護を必要とする人の実態が十分に把握できていないことから、平成 26 年度「成年後見制度等に関する実施・実態把握調査」を実施 ⇒ 調査結果を活かした多機関・多職種と連携した取組が必要
- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度(*)ともに利用希望者の増加に対し、十分な対応ができていない状況が慢性化 ⇒ 今後の急速な需要の増加への対応（体制整備）
⇒ 市町行政、市町社協、地域の関係者の共通理解による総合的な権利擁護の体制整備を積極的に推進(市町社協の市民後見人(*)養成、受け皿機能となる法人後見等への取組を強化)

○ 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

- ・「健康福祉推進ネットワーク会議」を定期的に開催し、「地域包括ケアに関する提言」（平成 23 年 11 月）を行う等、医療・保健・福祉・介護関係職能団体 16 団体が一丸となって取り組むことを確認
⇒ 県内保健医療福祉圏域、市町域での取組に温度差(地域の実情に応じた取組を推進)

推進方策

深刻な生活課題を抱えている人々に対し、市町社協・福祉事業者等と関係機関が連携・協働し、自らの力を引き出して課題解決に導き、社会的な孤立防止、経済的困窮状況からの脱却に取り組みます。

また、個別課題への支援を通し、新たな住民のつながりの再構築を支援する等の地域づくりに努めます。

市町社協・社会福祉事業者

- 生活困窮者自立支援制度と連携した多彩な取組
- 生活福祉資金貸付事業の持つ相談・支援機能(借受者への自立支援)の活用
- 権利擁護を必要とする人や地域のニーズ把握と支援体制の構築
 - ・関係者との連携・協働による権利擁護ニーズへの対応
 - ・市町行政とのパートナーシップによる権利擁護体制の構築
- 市町社協、地域の社会福祉施設、ボランティア、NPO、住民活動等が連携・協働した参加と自立の支援
- 介護保険制度における生活支援サービスの取組

連携

地域包括ケアの構築

協働



県社協

○ 生活困窮者の理解促進と自立支援の仕組みづくりへの支援

- ・「ふじのくに生活困窮者自立支援コンソーシアム」による郡部の広域実施
- ・生活困窮者支援に取り組む組織・団体のつながりづくり(連携・協働の場の設置)
- ・生活福祉資金貸付事業を活用した生活困窮世帯への自立支援
 - ⇒支援機関・団体連絡会の開催、先駆的取組事例の収集・共有、評価・検証



○ 権利擁護体制の構築の推進(重点プロジェクト)

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度を中心とした権利擁護の推進を目的とする多職種・多機関による協議の場の設置
- ・県とのパートナーシップのもと、権利擁護に係る啓発や関係者の知識習得のため、多職種・多機関と連携した取組の展開
- ・地域に根ざした市町社協の権利擁護への取組に対する積極的な支援
 - ⇒関係機関との協議の場の設置・広域連携への取り組み支援
 - (参考) 25「成年後見制度等に関する実施・実態把握調査」実施、調査報告作成

○ 行政・各関係機関、団体種別協議会、職能団体との連携・協働の促進

- ・地域包括ケア推進に向けた保健・医療・福祉・介護の専門職連携の強化(健康福祉推進ネットワーク会議)
- ・生活支援サービスの活性化(担い手養成、立上支援、県域における関係者の組織化)
 - ⇒県内の実践事例：5年間で100件を収集・紹介(基本目標2-実施目標1)
- ・社会福祉事業者の実効性のある苦情解決の仕組みの確立と「福祉サービス運営適正化委員会(*)」機能の強化
 - ⇒社会福祉法人の苦情解決研修会受講率5年間で100%(第三次計画42.5%)
- ・福祉サービス第三者評価事業(*)の推進

実施目標1 市町社協を支援します

現況と課題

○ 市町社協の会員数(世帯)及び加入率

区分	H21	H25	増減
会員数(世帯数)	1,087,794	1,067,056	△20,738
加入率	75.0%	71.2%	△3.8%

- ・ 会員数及び加入率ともに減少しており、全国的な傾向である自治会加入率の低下とも相関する部分があるとは推測されます。
- ・ 住民が会費を含め社協活動に参加しようと思うにあたっては、「社協活動のみえる化」が不可欠であり、社協の理念を明確にし、理念実現のための会員・会費制度であることを、分かりやすく伝えていく工夫(取組)が必要です。
- 社協活動についての評価や広報・周知が不十分です。
- 人材育成に係る戦略や方針が未整備です。
(市町社協が抱える課題に係る調査結果：県社協 H24.4)
- 経理事務の適正化及び法令遵守の徹底を図る必要があります。

今後の方向性(めざす姿)

- 1 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- 2 事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- 3 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- 4 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

県社協の役割

地域の最前線で地域福祉の推進をリードする市町社協の自律的な経営と役職員のスキルアップを支援

- ・ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整(社会福祉法第110条)
- ・ 市町社協の事業・組織・財政等、各領域に亘る活動強化に係る支援
(新・社会福祉協議会基本要項：H4 全社協)

第3次計画の取組と課題

- 市町社協連絡協議会の再構築(H24)及び介護保険部会の設置(H26.2)
- 市町社協経営基盤強化検討委員会を設置(平成23年度)し、次の事項を提案(H26.3)
 - ・ 市町社協における事業評価のあり方(ツール開発)・市町社協における人事考課のあり方(モデル提示)
 - ・ 市町社協における職員研修のあり方(研修体系、中核リーダー養成カリキュラムの開発)
 ⇒ 提案の実効性担保及び県社協研修の強化
- 市町社協組織強化検討会を設置(H24)し、次の事項を提言(H25.3)
 - ・ 経理事務の適正化(モデル規程等の提示)・専門家による外部監査の実施(内部統制調査の仕組みを構築)
 - ・ 職員のモチベーション向上(人事交流の仕組みを構築)
 ⇒ 提言の徹底及び県社協研修の強化

推進方策

市町社協連絡協議会と連携し、地域の最前線で地域福祉の推進をリードする市町社協の自律的な経営と役職員のスキルアップを支援します。

市町社協の基盤強化

静岡県市町社協連絡協議会

幹事会

東部ブロック

中部ブロック

西部ブロック

1 市町社協相互の連絡調整

- (1) 事務局長会議、中核リーダー調整会議（調査、研修企画等）
⇒平成 29 年度までに組織化
- (2) 介護保険部会（改正介護保険制度への対応）
- (3) しずおか社協全体会議及び担当別会議（総務、地域福祉等）等

2 調査研究・政策提言

- (1) 市町社協経営基盤強化検討委員会
・「事業評価のあり方（H26.3）」の検証及び市町社協における会員制度のあり方等（平成 27 年度に提示） 他
- (2) 各種調査の実施（市町社協実態調査等）
- (3) 制度改正等の外部環境変化への対応 等

3 市町社協への活動支援及び市町行政との連携強化

- (1) 公認会計士等の専門家と連携し、経営分析及び個別支援の実施
- (2) 「経理事務の適正化及び法令遵守の徹底に関する提言（H25.3）」の徹底（研修等）
- (3) 地域福祉のあり方を考えるブロック会議の開催（構成県・市町行政、県・市町社協）

4 役職員のスキルアップ支援

- (1) 階層別研修の実施（会長、監事、事務局長、新任等） **重点** 中核リーダー研修
⇒5 年間で全市町が受講
- (2) 分野別研修の実施
（地域福祉、福祉教育、ボランティア、会計・総務担当等）
- (3) 人事交流の促進（特に市町社協間）
- (4) 研修等への講師派遣

実施目標2 社会福祉事業者を支援します

現況と課題

- 福祉・介護サービスの多様化やサービス提供主体の多元化が進む中で、利用者本位の良質なサービス提供が求められており、社会福祉事業者には適正かつ安定的な経営基盤の確立が求められています。とりわけ、高い公益性を持つ社会福祉法人には組織統治の強化と経営の透明性の確保等が強く要請されています。
- 複合的な生活課題を抱える人が増える中で、制度外の福祉課題への対応が社会福祉法人に期待されています。

今後の方向性(めざす姿)

- ニーズに基づいた福祉サービスを提供し、常に質の向上を図る。
- 正確な財務諸表の作成、公表により経営の透明性を担保する。
- 社会福祉事業者がそれぞれの地域の福祉ニーズに向き合い公益的な取り組みを行う。
- 災害時において、各社会福祉事業者が事業継続のもとに地域の福祉避難拠点として、その機能を発揮できる。

社会福祉事業者

- 自ら提供する福祉サービスの質の向上を目指し、職員の資質向上、経営の効率化・透明性の確保、組織統治の確立など運営の改善に努め、経営基盤の強化に取り組む。
- 社会福祉法人が本来的に持つ開拓性・先駆性・創造性を発揮して、社会福祉法に規定された社会福祉事業を担うだけでなく、制度の狭間も含めて地域における様々なニーズに対応し、他の経営主体で担うことが期待できない福祉サービスを積極的に開発、実施していくという公的法人としての姿勢が必要
- 災害時における地域の福祉避難所としての機能発揮

県社協の役割

社会福祉事業者等の経営、サービスの質の向上、人材確保、人材養成及び地域公益事業(*)の取組等を総合的に支援

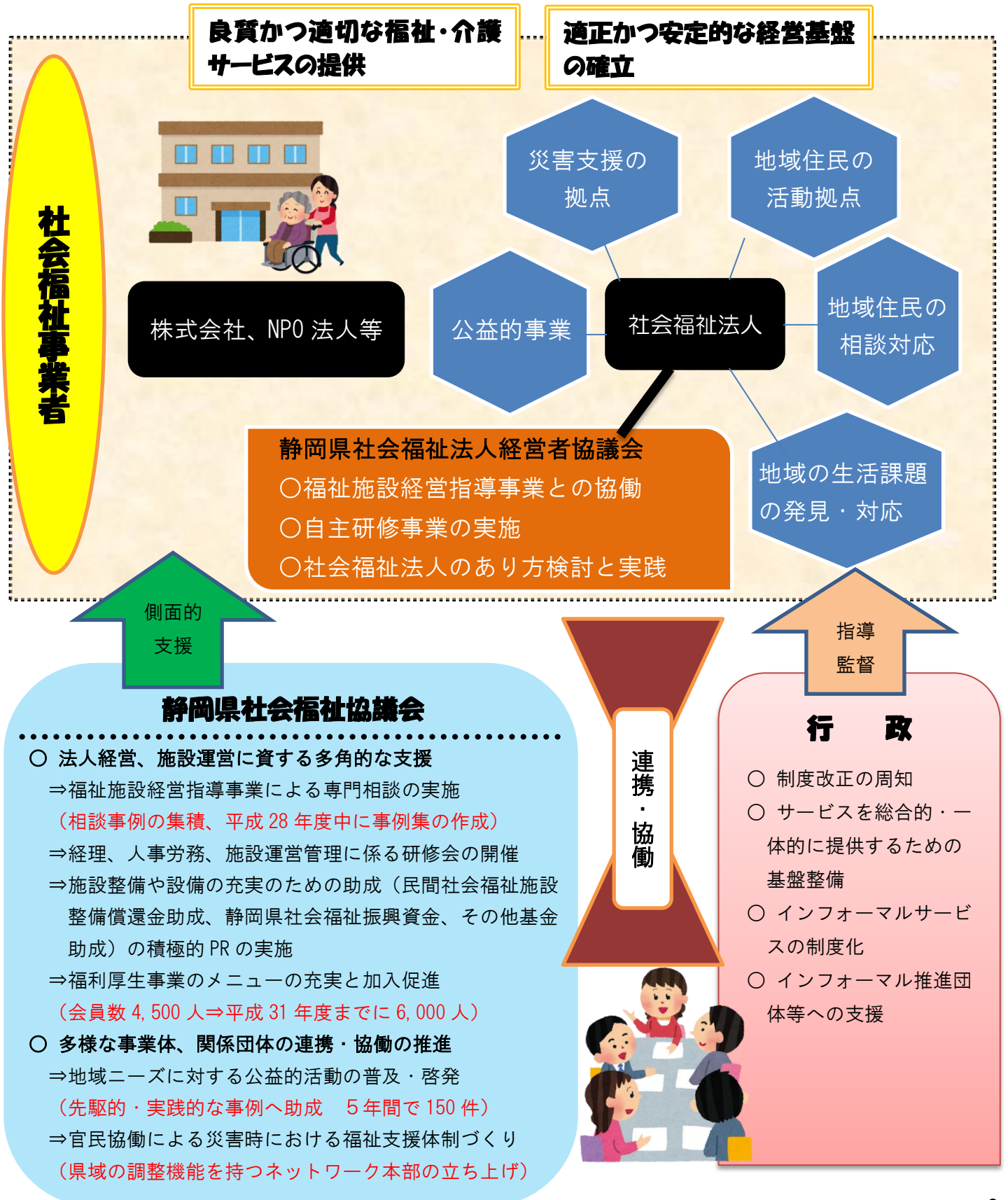


第3次計画の取組と課題

- 平成23年度に社会福祉法人の地域貢献事業等支援の一環として、「民間社会福祉施設運営基金助成事業」を見直し
⇒ 取組が低調であり、地域公益事業や法人間連携等の重点化に向けた再見直しが必要
- 福祉施設経営指導事業の実施（相談件数H22…641件→H25…723件/82件増）
- 福祉施設が地域における重要な福祉避難所として機能発揮できるよう、官民協働による支援体制の構築が必要

推進方策

地域住民の安全・安心を支える福祉の拠点として、住民から必要とされる良質なサービス提供主体を目指す社会福祉事業者の、自律的かつ安定的経営を支援します。



実施目標3 県社協の基盤強化を図ります

現況と課題

- 社会福祉事業の担い手の広がりは著しく、加えてNPO法人を中心に地域福祉活動や制度外の事業に取り組む団体が増えており、あらためて社協の存在意義を明確にする必要があります。また、県社協は、地域で実際に活動する市町社協に比べ、地域福祉推進における役割が見えにくいです。
- 社会福祉分野の制度改革が進む中で、会員拡大と多様な参画形態のあり方が検討課題となっています。
- 対象分野の広がりや様々な福祉課題が顕在化するなど、社協を取り巻く環境が常に変化していく中で、高度な専門性と幅広い視野を持った職員の育成が必要です。
- 大規模災害発生時における県内外の広域的な連携や円滑な支援活動を行うため、関係機関との支援協定を締結するなど、災害時における速やかな初動態勢の確保が求められています。
- 県社協は、公的性格を有しており、地域住民等の信頼と活動に対する理解を得るためにも、法令遵守と組織運営の透明性が求められています。
- 第三次計画策定時と同様、一般会計における自主財源比率が依然低い状況にあり、今後、公的財源とともに安定財源の確保が課題です。

今後の方向性(めざす姿)

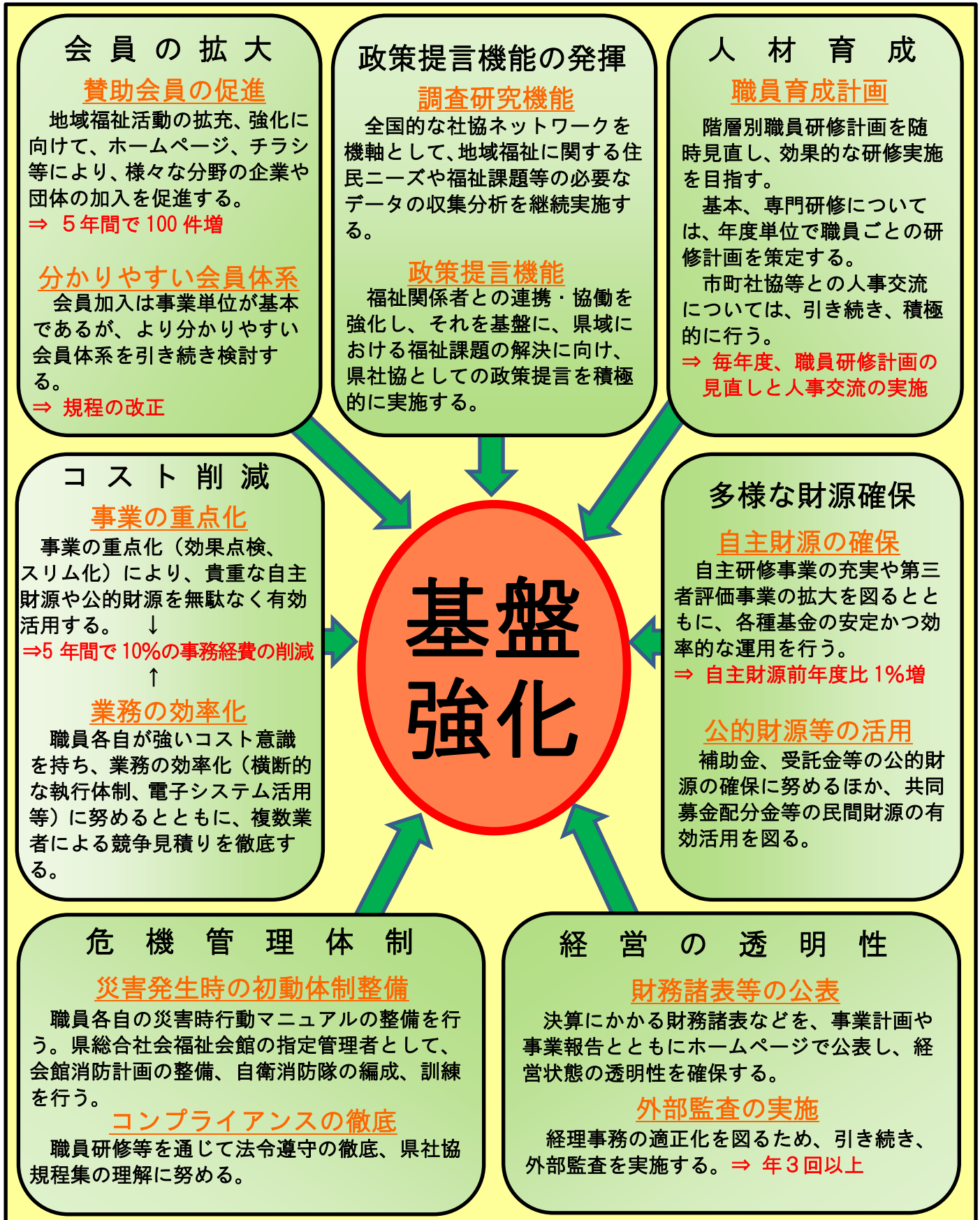
- 福祉関係者との連携・協働を強化し、政策提言を積極的に行う。
- わかりやすい会員体系を構築することにより、会員層を拡大する。
- 専門性を有する人材を確保・育成し、安定的な組織運営を行う。
- 災害時等における危機管理体制を確保する。
- 組織運営の透明性の確保と法令遵守の徹底に積極的に取り組む。
- 多様な財源の確保と効率的な予算執行により、財政基盤を安定させる。

第3次計画の取組と課題

- 市町社協連絡協議会の再構築及び県域の障がい者関係団体による連絡会の組織化
⇒ 部会活動等の充実及び調査・政策提言機能の一層の強化
- 会員の多様な参画形態について検討（社会福祉に関する制度改革が進む中で、会員規程の見直しは未実施）
⇒ 社会福祉の担い手が広がる中で、組織構成の範囲拡大も要検討課題
- 社会福祉の多様化、規模が増大する状況の中で、階層別職員研修計画を作成
⇒ 今後、専門性（企画調整・マネジメント含む。）の確保など資質向上が一層必要
- 生活困窮者対策を強力に進めるため、H26に大規模な組織改編を実施
⇒ 従来の事業の枠組みにとらわれず、新たな福祉課題・生活課題の解決に焦点をあて、横断的な事業執行体制を整備
- 安定的な財源確保（一般会計の自主財源比率H21…10.3%→H25…11.0%）
⇒ 対価性のある自主研修事業の充実
⇒ 公共性・公益性の高い業務については、確実に補助金・委託金を確保
⇒ 支出削減への一層の取組（事務諸経費の節約等）

推進方策

地域福祉の総合的な推進を継続的に実施するために、安定的な組織運営を可能とする多様な財源確保と組織構成の拡大を図り、職員が専門性を発揮できるための人材育成を行います。



第4章 重点プロジェクト事業

県社協は、今後5年間で、以下の2つの事業に、特に重点的に取り組みます。

- 1 「ストップ!子どもの貧困」ネットワークプロジェクト
- 2 権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト

重点プロジェクト事業は、複数の基本目標をまたぎ、かつ、組織をあげて横断的に取り組む事業として位置づけています。

「ストップ！子どもの貧困」ネットワークプロジェクト

貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、多様な機関・団体等がつながり、子どもの貧困対策に向けた仕組みづくりを推進します。

現状と課題

- 平均的な所得の半分以下で暮らしている18歳未満の子供の割合を示す「子どもの貧困率」は16.3%であり、過去最低を更新しています。(平成25年度国民生活基礎調査：厚生労働省)
- 生活保護世帯の子どもの高校進学率(90.8%)は、全体(98.6%)と比較して低い水準です。
- 静岡県における児童養護施設退所後の進路は、就職が95.6%、大学進学が2.9%であり、進学率は低い水準です。(平成23年度静岡県における児童養護施設退所者への実態調査：静岡県児童養護施設協議会)
- 静岡県の母子世帯を対象とした調査によると、非正規雇用が57.4%、年収200万円以下が52.9%であり、不安定な雇用実態や経済的不安が拡大しています。また、「自分と子どもだけ」の世帯が69.8%を占め、「3世代同居」の24.1%を大きく上回り、地域社会での“孤立化”が懸念されます。(平成26年度母子世帯実態調査：静岡県)

事業内容

- 1 子どもの貧困問題に係る運営協議会の設置（県社協事業中心に協議）
 - (1) 現状やニーズ把握（調査研究）
 - (2) ひとり親家庭の就労支援
 - (3) 社会的養護施設等退所児童に対する就労支援
- 2 モデル事業の直接実施（子どもの居場所づくりや学習支援等）
- 3 入居債務保証事業（*仮称）の実施

年次計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 子どもの貧困対策に係る運営協議会の設置		運営協議会			→
調査研究	→				
広報啓発					→
2 モデル事業の実施					
モデル事業(子どもの居場所、学習支援等)の企画検討		モデル事業の直接実施	(中間見直し)		→
				子どもの居場所立上支援	→
3 入居債務保証事業(仮称)の実施					
自立促進事業等の検証		→	入居債務保証事業(仮称)の企画・検証	入居債務保証事業(仮称)の実施	→

求める成果

- 子どもの貧困問題に対し、多様な主体が協議し、連携できる体制づくり
- 子どもの貧困対策（居場所づくり）に係るプログラムの創出及び他地域への普及
- 子どもの貧困問題に係る県民意識の向上

権利擁護を軸とした地域のつながりプロジェクト

地域で生きづらさを抱える人が安心して生活するために、権利擁護の充実を目指して、市町（地域）に向けた働きかけを行うとともに、あらゆる機関がつながりをもち、支え合う仕組みづくりを推進します。

現状と課題

- 認知症高齢者の増加、障がい者の地域移行等、地域において何らかの支援を必要とする人が増加しており、判断能力が不十分な人について、成年後見制度や日常生活自立支援事業では対応しきれないことが予想されます。
- 認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行に加え、ひきこもりや生活困窮、障がい、孤立など、生きづらさを抱えた人の課題が顕在化しています。
- 成年後見制度等に係る調査の結果から、県内に権利擁護が必要な人が少なくとも22,000人は存在することがわかりました。また、一般県民のみならず、福祉関係者の権利擁護に対する意識が必ずしも十分ではないこともわかり、権利擁護の充実に向けたより一層の意識啓発が必要です。（平成26年度県社協調査）

事業内容

- 1 障がい者関係団体等の協議の場づくり（推進協議会（仮称）の設置）
- 2 市民後見を見据えた権利擁護体制の構築
 - （1）権利擁護に係る関係機関等の協議の場づくり
 - （2）広域連携による市民後見の体制構築の検討
 - （3）日常生活自立支援事業推進委員会の設置
- 3 社会福祉法人における権利擁護の取組推進

年次計画

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 障がい者関係団体等の連絡会の設置		連絡会の開催	障がい者問題に係る提言		
普及啓発（シンポジウム、PR活動等）					
2 権利擁護関係機関連絡会議の設置		連絡会議の開催			
広域連携による市民後見を見据えた権利擁護体制の検討					
3 社会福祉法人における権利擁護の取組推進					
実態及び意識等の調査			権利擁護に係る取組周知・研修開催		

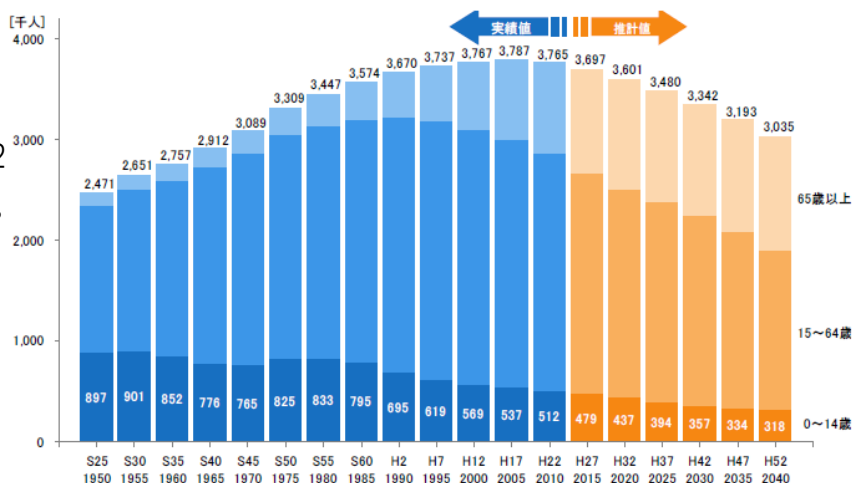
求める成果

- 成年後見の新たな受け皿づくり
- 利用者の適切な財産管理や権利擁護体制の構築
- 県民の権利擁護活動への参画
- 権利擁護を推進する職能組織（福祉・司法・教育・警察等）や住民組織（自治会等）が連携し一体的に取り組む体制づくり

資料1 静岡県における人口構造の変化と県民の意識

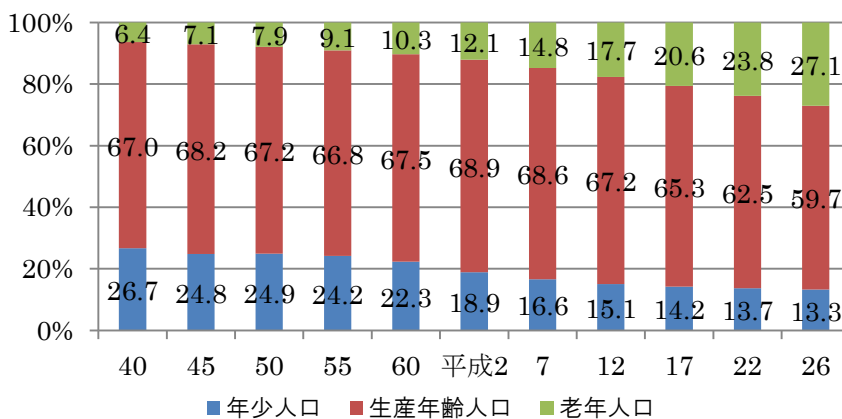
1 急速な人口減少

本県の総人口は、平成22年に減少に転じ、今後も一層減少が進み、平成52年の人口は約2割減少すると推計されています。
 (平成26年4月現在：
 3,700,800人
 ※前年比16,678人減)



〔出所〕総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

総人口の年齢3区分別人口割合の年次推移をみると、年少人口及び生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しています。

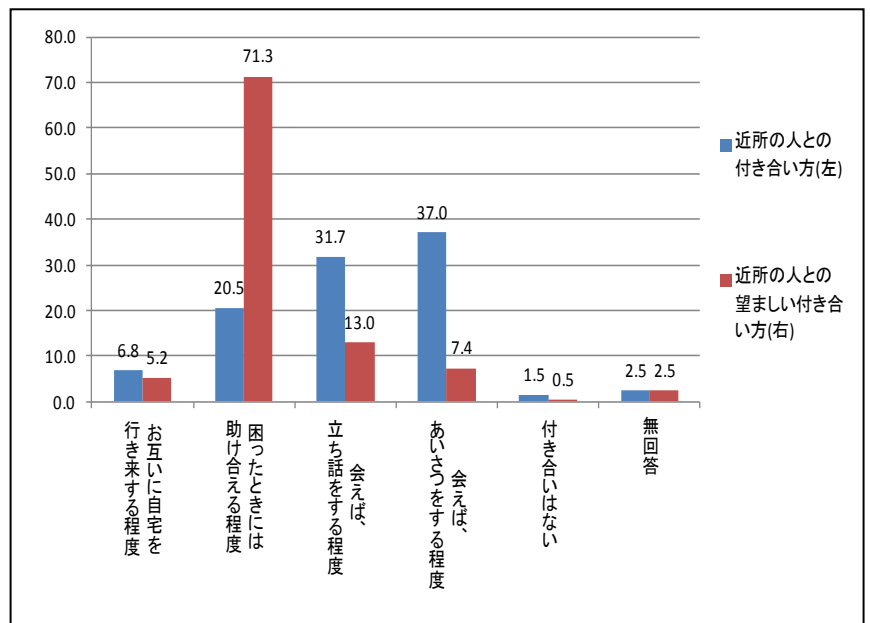


〔出所〕平成26年静岡県推計人口年報

○本県の高齢化率（65歳以上の人口比率）は、団塊の世代の方が65歳を迎え、過去最高の25.9%（平成26年4月現在）となり、高い上昇率を記録しています。また、平成26年には、初めて県内全ての市町の高齢化率が20%を超えました。

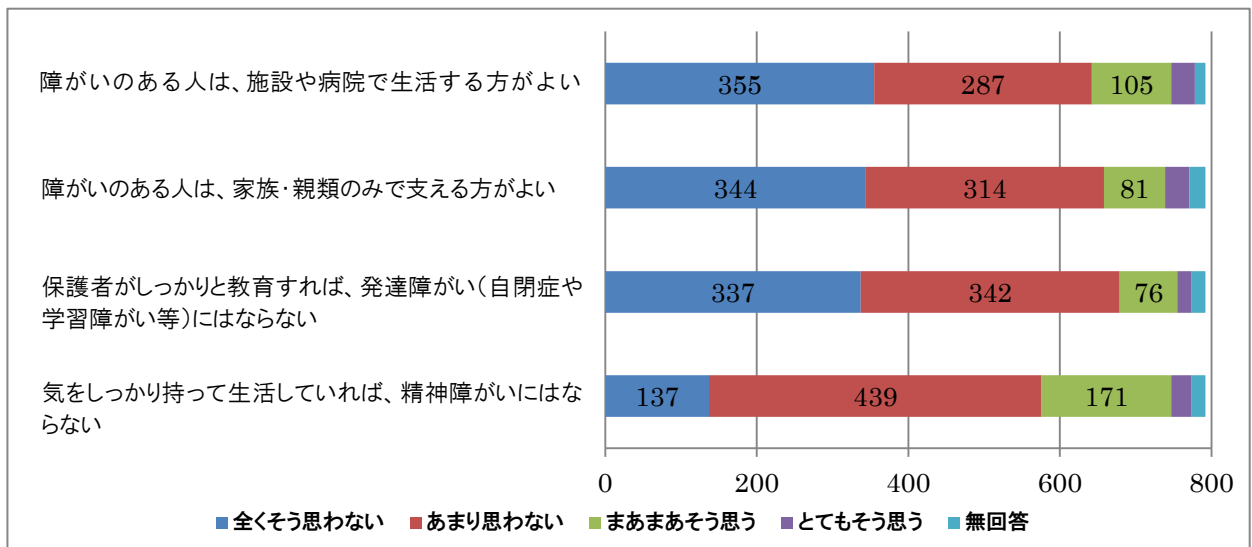
2 県民の意識

近所の人との付き合い方について、「会えば、あいさつをする程度」が多く、近所の人とのつながりの薄さが伺える一方、「困った時には助け合える」関係性を望んでおり、現実と理想に大きな差がある状況です。



県民の障がいのある方に対する偏見は依然として残っており、約1割強の県民が否定的な考えや認識を持っています。

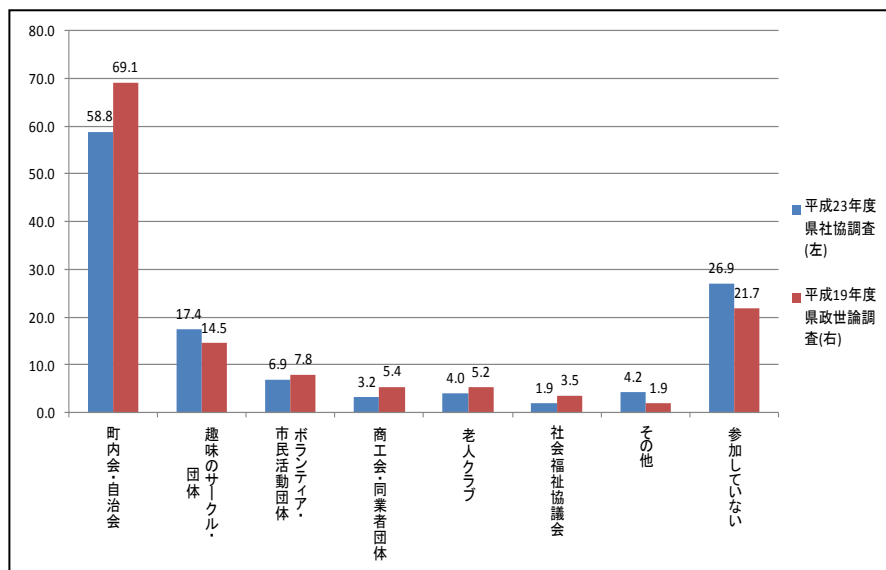
障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要があります。



県民の地域活動への参加

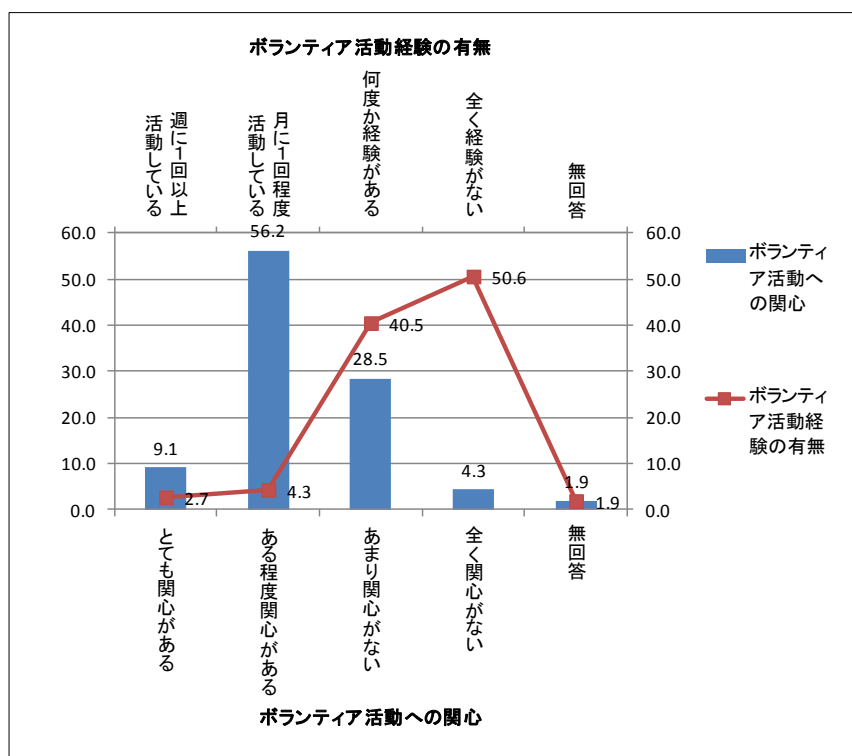
県民の地域活動等に関する県民意識調査（平成 23 年度）によると、地域活動に「参加していない」人が約 3 割弱を占めています。

○「趣味のサークル・団体」活動を除き、地域活動への参加率は下がっており、「参加していない」人が増えています。



※平成 19 年度県政世論調査の「ボランティア・市民活動団体」は、「ボランティア(5.7%)と「市民活動団体(2.1%)」の合算
 ※平成 19 年度県政世論調査には、「子育て支援サークル・団体」の項目がないため表から削除

ボランティア活動に関心がある人が約半数を超える一方、全く経験がない人が約半数であり、意識は高いが活動に結びついていない傾向があります。



○老人クラブ加入率、子ども会加入率等既存の地域活動団体の加入率は年々減少傾向にあります。

(子ども会加入率：平成 20 年 66.6%→平成 25 年 63.7%)

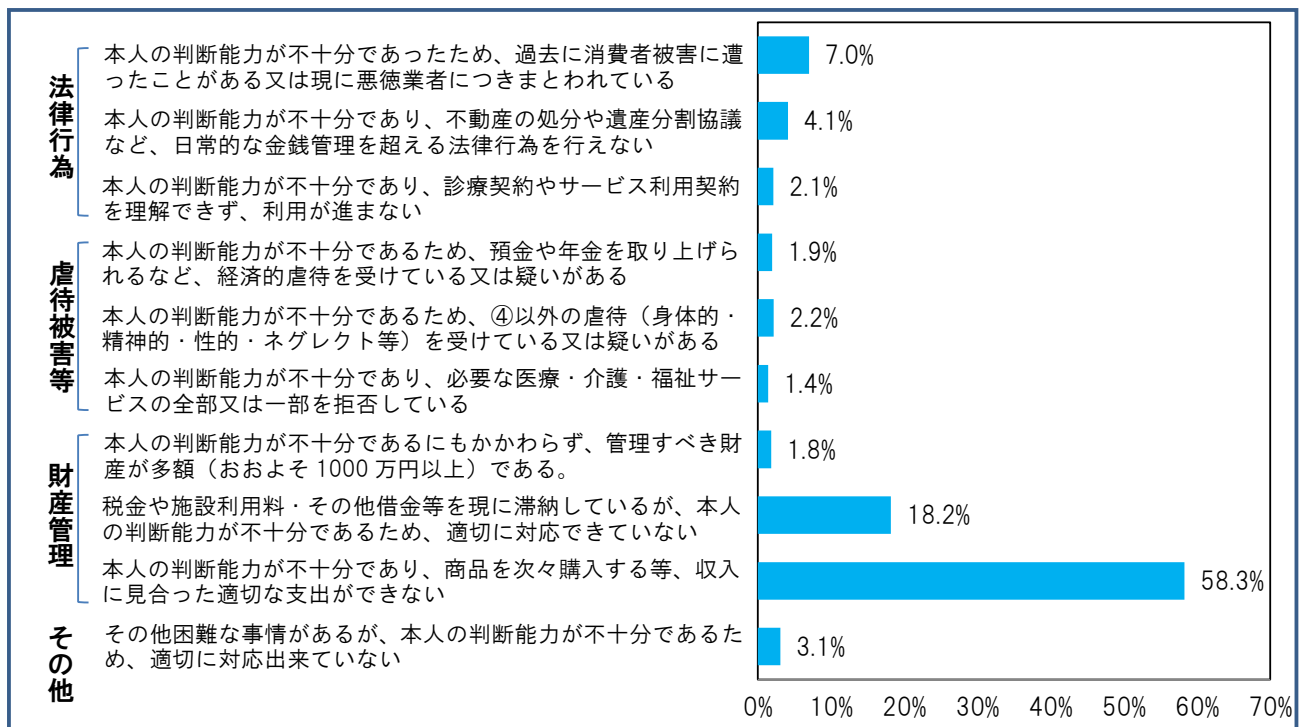
(老人クラブ加入率：平成 20 年 20.2%→平成 25 年 14.5%)

支援を必要とする人の状況（多様な福祉課題の顕在化）

成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」は 22,000 人以上存在します。

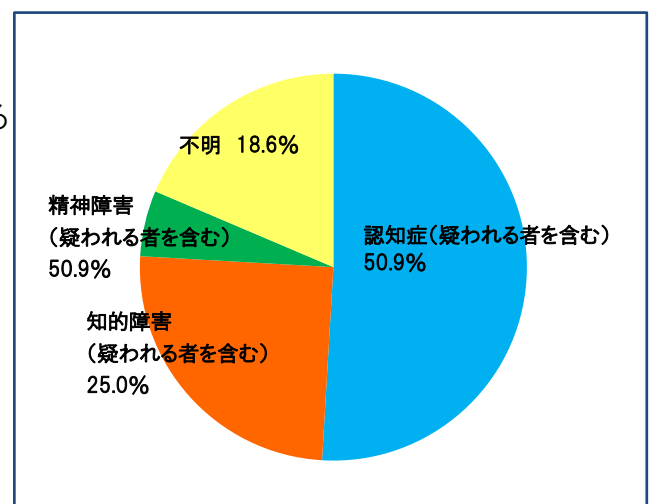
支援を要する内容としては、法律行為 17,830 人（79.5%）、虐待被害等 1,201 人（5.4%）、財産管理 1,830 人（8.2%）、その他 1,566 人（7.0%）でした。

（平成 26 年度社会福祉施設事業所等における成年後見制度に関する実態調査、県社協）



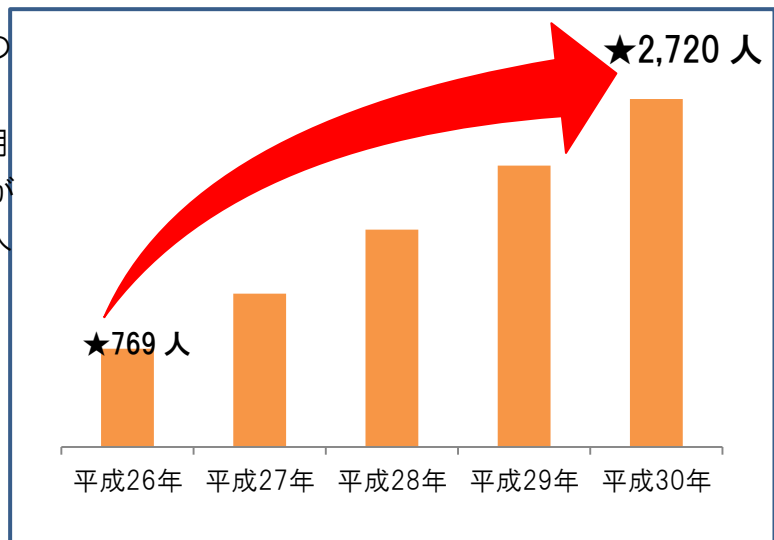
※ 1 人で 2 つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を選択

○要支援者の主要な障害等類型は認知症（疑われる者を含む）11,423 人、知的障害（疑われる者を含む）5,599 人、精神障害（疑われる者を含む）1,235 人、不明 4,170 人でした。



○要支援と回答された 22,427 人の内、身寄りがない・近隣に親族がない人が 1,447 人、親族はいるが協力を得ることが困難な人が 2,182 人でした。

施設・事業所として成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している要支援者数は769人（平成26年7月時点）であり、今後5年間で申立てが必要と見込まれる要支援者は2,720人にのぼることが想定されます。



○申立て上の課題としては、「申立人（親族）の協力が得られない」が21.1%、次いで「本人の利用拒否」が13.8%、「後見人への報酬支払困難」が13.4%、「申立て費用」が12.0%と費用面の課題が多くなっています。

1 方向性

(1) 福祉課題・生活課題への挑戦

社会福祉関係者の結集を促し、福祉課題・生活課題の解決に積極的に取り組みます。とりわけ、社会福祉関係者が長年取り組んできた社会的孤立と、孤立等から生じる経済的困窮の課題への対応を強めていきます。

(2) 制度外の事業展開

国会及び社会福祉法人の公益性を高め、制度内の枠にとらわれず、制度外の福祉サービス事業の展開を積極的に進めます。

(3) 横断的な事業執行体制

従来事業や補助・委託の枠組みにとらわれず、新たな福祉課題・生活課題の解決に焦点をあて、横断的な事業執行体制を構築します。

(4) 組織の発展・強化

上記を実現するため、組織の強化・発展を図ります。

2 機能

機能	基本的な考え方
広域機能	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困や生活困窮、障がいのある方の地域生活移行など社会全体として取り組んでいくべき重要な課題に取り組むとともに、広域における標準的な指針を提示します。 (モデル事業という形で先導的な取組を実施し、その成果を全県に普及します)
補完機能	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに行政が行うことが困難であったり、市町段階では容易に取り組めないような困難性の高い課題に取り組みます。 市町社協や事業者への支援は一律のものと考えず、地域の規模や実情に応じた対応を図ります。
専門機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域における利害調整等を行う「第三者機関」の役割を担います。(生活福祉資金貸付、日常生活自立支援事業、福祉サービス運営適正化委員会等) 単独の事業体では完結できないような専門的な課題について、個別支援(経営支援等)や人材養成を行います。
政策提言 連絡調整 機能	<ul style="list-style-type: none"> 市町社協等の基幹的なネットワークをもって、総合的に地域住民の福祉ニーズを把握し、できるだけ地域間格差を解消していくような情報提供と調整、働き掛け、政策提言等を行います。 広域的に設置されている保健、医療、労働、教育、法務等の関係機関と地域との連携・協働を図ります。
情報提供 機能	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な社協ネットワークを機軸として、全国各地の福祉情報や新たな課題への対応事例、そのノウハウなどを収集・分析し、地域の実践に役立つ情報を、県内の市町社協、社会福祉事業者等関係組織へ迅速に提供します。

策定経過

1 理事会・評議員会

開催年月日	内 容
平成 26 年 5 月 27 日	第四次活動推進計画の策定方針等について
平成 26 年 10 月 29 日	第四次活動推進計画骨子（案）について
平成 27 年 3 月 24 日	第四次活動推進計画（案）について

2 企画調査委員会

開催年月日	内 容
平成 26 年 3 月 14 日	第三次活動推進計画の進捗状況等について 第四次活動推進計画の策定方針（案）について
平成 26 年 8 月 1 日	第四次活動推進計画の策定方針等について 第三次活動推進計画の検証及び現状と課題について
平成 26 年 9 月 29 日	第四次活動推進計画骨子（案）について
平成 27 年 1 月 26 日	第四次活動推進計画（案）について

3 地域福祉のあり方を考えるブロック会議

県内6ブロックにおいて開催し、県内の地域福祉を取り巻く現状と課題を把握

4 市町社会福祉協議会からの意見聴取

実施時期	内 容
平成 26 年 8 月	第四次活動推進計画策定に係る意見 (県内の現状・課題等を踏まえ、県社協に期待する役割等について)
平成 27 年 2 月	第四次活動推進計画（案）について

5 パブリックコメント（意見募集）

- (1) 意見募集の方法 本会ホームページに第四次活動推進計画（案）を掲載
※本会機関紙及びメールマガジン等により周知
- (2) 意見の募集期間 平成 27 年 2 月 1 日～2 月 16 日

6 第四次活動推進計画策定会議・作業部会・ワーキンググループ

- (1) 策定会議 毎月の定例部課長会議にて協議
- (2) 作業部会 平成 25 年度から 9 回開催、その他主任・主事会議にて協議
- (3) ワーキンググループ 作業に合わせて適宜実施

企画調査委員会 委員名簿

(任期) 自 平成 26 年 7 月 1 日～至 平成 28 年 6 月 30 日
(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属・役 職 名	分 野
石 川 一 夫	(福)富士市社会福祉協議会常務理事	社会福祉協議会
大 高 榮 次	静岡県民生委員児童委員協議会常任理事	職能団体
勝 山 明 彦	静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課長	行 政
★加 藤 秀 郷	(福)静岡恵明学園児童部施設長	社会福祉法人
武 居 敏	(福)松溪会理事長	社会福祉法人
知 久 昌 樹	(株)静岡新聞社営業局専任局長	報道機関
土 屋 幸 己	富士宮市保健福祉部福祉総合相談課参事	行 政
津 富 宏	静岡県立大学国際関係学部教授	有識者
鳥 羽 茂	(N)静岡県ボランティア協会理事兼事務局長	市民活動
鳥 居 巖	静岡県手をつなぐ育成会副会長	当事者団体
二 藤 武 司	静岡県市町社協連絡協議会会長 (伊豆の国市社会福祉協議会事務局長)	社会福祉協議会
☆日 詰 一 幸	静岡大学人文社会科学部法学科教授	有識者
藤 本 健太郎	静岡県立大学経営情報学部経営情報学科准教授	有識者
見 野 孝 子	(N)ライフケア浜松理事長	民間福祉事業者
山 本 たつ子	(福)天竜厚生会理事長	社会福祉法人

(注) ☆…委員長、★…副委員長

第四次活動推進計画策定会議名簿

(部署順)

氏名	所属・役職名	備考
杉田 勇三	常務理事	
小長井 清	事務局長兼総務部長	
松下 安孝	総務部総務課長	作業部会スタッフ
柿澤 彰	福祉企画部長兼経営支援課長	作業部会長
西村 慎言	福祉企画部地域福祉課長	作業部会スタッフ
田辺 光男	生活支援部長	
松田 智	生活支援部生活支援課長兼権利擁護課長	作業部会スタッフ
青野 剛明	福祉人材部長	
粂田 一博	福祉人材部研修課長	作業部会スタッフ
袴田 敦子	福祉人材部人材課長	作業部会スタッフ
(作業部会)		
松浦 史紀	総務部総務課主事	
青木 弘子	総務部総務課主事	
天野 靖子	生活支援部生活支援課主任	
海野 芳隆	生活支援部権利擁護課主任	
杉本 優子	生活支援部権利擁護課主事	
曾根 允	福祉人材部研修課主事	
古木 秀子	福祉人材部人材課主任	
寺澤 友裕	福祉人材部人材課主事	
小澤 裕美	福祉人材部人材課主事	
鈴木 貴也	福祉企画部経営支援課主事	
佐藤 隆	福祉企画部経営支援課主事	
木村 綾	福祉企画部地域福祉課主任	庶務
村松 奈々	福祉企画部地域福祉課主事	庶務
松永 和樹	福祉企画部地域福祉課主事	庶務
窪田 亮	福祉企画部地域福祉課主事	庶務

用語説明

あ（ア）行

【ICF（国際生活機能分類）】

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）において採択されました。この特徴は、1980年に出されたWHO国際障害者分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことにあります。

【NPO（Non Profit Organization）】

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称で、県内では1,244団体（内閣府HP 平成27年1月末現在）が認証されています。

【居場所】

地域に住むあらゆる世代の人々が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に参加することができる場所です。静岡県では、「ふじのくに型福祉サービス」の1つとして位置づけられています。

か（カ）行

【グループスーパービジョン】

スーパーバイザー（指導される者）が複数で、グループ形式のスーパービジョン（指導する者と指導される者との関係面における対人援助法で、対人援助職者が常に専門家としての資質向上を目指すための教育方法）の形態をさします。

【県災害ボランティア本部・情報センター】

災害時において県地域防災計画に基づき、県が、県社協及び県ボランティア協会と連携して、静岡県総合社会福祉会館シズウエル2階に設置する、県内全域を対象にボランティア活動の支援を行う広域拠点です。

【県民福祉の日】

静岡県では、昭和63年、1月1日から数えて294日にあたる10月20日を「福祉の日」として、制定している。この趣旨は、294（福祉／フクシ）の語呂合わせを発想の起点とし、「福祉の日」を定めることにより県民に福祉の意義を訴えようとしたものである。

【権利擁護】

①侵害されている、あるいは諦めさせられている本人（仲間）の権利がどのようなものであるかを明確にすることを支援するとともに、②その明確にされた権利の救済や権利の形成・獲得を支援し、③そ

これらの権利にまつわる問題を自ら解決する力や、解決に必要なさまざまな支援を活用する力を高め支援することをいいます。

【コミュニティソーシャルワーク】

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を関係者と協働して統合的に展開する実践です。

【コミュニティワーク】

地域における生活問題とその問題を抱える住民が、自ら主体的に問題解決するように福祉サービス資源の効果的な整備や連絡・調整システムづくりをしながら、問題を総合的・関係的に捉え、地域住民の福祉活動への参加を働きかける援助技術をいいます。

さ(サ)行

【社会福祉協議会】

通称「社協」と呼ばれています。地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。地域住民をはじめ、社会福祉の関係者や、保健・医療・教育など関連分野の方々の参加・協力によって、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざした活動を行っています。すべての市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置されています。

【社会福祉人材センター】

社会福祉法に基づき福祉人材確保のために都道府県知事の指定を受けて都道府県社会福祉協議会に設置されている公的な機関です。①福祉の仕事を探している人と人材を求めている社会福祉サービス事業者との橋渡し、②福祉の職場についての理解と関心を深めていただき、仕事として志す人々の支援、③社会福祉事業従事者等のための研修を行っています。

【市民後見人】

専門職や社協などの職業後見人以外の者のうち、本人と親族関係ないし交友関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や大学等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識、技術、態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所より後見人として選任された人をいいます。

【小地域ネットワーク活動】

小地域(概ね小学校区)を単位として要援護者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、あわせて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めようというものです。

【小地域福祉活動リーダー】

地域住民が主体となって地域福祉活動を進めていくために、小地域で中心となって福祉活動に取り組む人材をいいます。

【生活支援コーディネーター】

改正介護保険制度により、平成 27 年 4 月から段階的に、市町村域及び日常生活圏域に配置され、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいいます。

【生活困窮者自立支援制度】

平成 27 年 4 月に施行された制度であり、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。

【生活福祉資金貸付事業】

静岡県の民生委員が提唱した「世帯更生運動」に端を発し、昭和 30 年(1955 年)に制度化されました。低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。

【成年後見制度】

判断(意思)能力が著しく低下した方に対し、家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度です。民法が改正され、平成 12 年(2000 年)4 月から実施されています。

た(タ)行

【多文化共生】

県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らすことをいいます。静岡県では、平成 20 年 12 月 26 日に「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定しています。

【多文化ソーシャルワーカー】

外国人県民の抱える生活上の問題点に対し、文化的・社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係機関・対象に働きかけ、解決まで一貫して支援する人材をいいます。

【地域公益事業】

社会福祉法人制度の改革に伴い、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は定額の料金で福祉サービスを提供すること(地域公益事業)を責務として規定する社会福祉法等の一部を改正する法律案が、第 189 回通常国会(平成 27 年)に提出されています。

【地域福祉計画】

地域社会における住民の福祉の向上を図るため、地域福祉の推進に必要な施策や事業・活動を総合的、かつ計画的に進める計画です。平成 12 年(2000 年)6 月の社会福祉法の施行に伴い、市町村は平成 15 年(2003 年)以降、地域福祉計画を策定する努力義務が法定化されています。

【地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーク）】

コミュニティソーシャルワーク(地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を関係者と協働して統合的に展開する)の実践者をいいます。

【地域福祉推進基礎組織】

地域を基盤とした住民の地域福祉活動を推進する基礎的な組織で、住民自身が、自分達の生活する地域の生活課題を主体的にとらえ、その課題解決に向けて自発的な活動を行っています。「地区社協」のように固有の組織をつくらず、自治会・町内会などのコミュニティ組織の中に福祉部や福祉委員を置くところもあります。活動範囲は、自治会単位、小・中学校単位など地域によってさまざまです。

【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

な（ナ）行

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理のお手伝いを契約に基づいて実施する事業です。

【入居債務保証事業】

静岡県では、児童養護施設等に入所の子どもが、就職、進学又はアパート等への入居に際して、施設長が身元保証人や連帯保証人になった場合の損失補填制度である「施設入所児童等自立促進事業」を、平成15年に全国で3番目に整備しました。しかしながら、申込対象年齢や保証期間に一定の制限があること、加えて施設長の負担が大きいことから、保証人を受けることについて了解を得られないケースも散見されています。さらに、平成19年に全国社会福祉協議会が同様の制度を整備したため、本計画の重点プロジェクト事業において、現行制度ではカバーできない年齢層を保証できるよう見直しを行うとともに、高齢者等を含めた新たな保証制度の創設を検討していきます。

は（ハ）行

【ひきこもり】

一般的には、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。何らかの理由（生物学的要因、心理的要因、社会的要因など）がさまざまに絡み合っ、周囲の環境に適応できにくくなった時「ひきこもり」という現象が現れるといわれています。

【福祉サービス運営適正化委員会】

社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置されている公的な機関です。福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情の解決を適切に図ることにより、福祉サービス利用者の利益を保護することを目的としています。

【福祉サービス第三者評価事業】

社会福祉法第 78 条では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定されています。福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

【福祉避難所】

福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

【ふくしんぼうし】

静岡県福祉人材センターのマスコットキャラクターで、福祉サービスの担い手の確保・育成をはじめ、福祉の仕事の正しい理解をめざし、福祉の仕事の魅力ややりがいを広く県民に広報しています。

【保育士・保育所支援センター】

保育士資格を保有しているが現在保育所に勤務していない方に、保育士として活躍していただけるよう、再就職支援や保育所の人材確保の支援等を行います。

ま（マ）行

【民生委員・児童委員】

地域の中で住民から社会福祉に関わる相談に応じ、支援を行うボランティアです。全ての地域に配置され、静岡県では、6,854 名(平成 26 年 12 月末現在)の方が活動しています。



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）内

TEL 054-254-5248（代）

FAX 054-251-7508